

国立大学改革の変遷と現行制度について



文部科学省高等教育局
国立大学法人支援課



1. 国立大学の役割（検討の大前提）

国立大学の役割や期待される機能

不変の役割・機能（国のインフラ基盤として国は国立大学を確実に支援）

- 全国に配置された公共財として、**高等教育の機会均等**の要請に応えるとともに、地域の社会・経済・文化・医療・福祉の拠点として、それぞれの地域の個性や特色を活かしつつ、人材育成を図るとともに高度な研究を推進することで、**我が国全体の均衡ある発展に貢献**
- 地域や経済条件にかかわらず高度な学びの場を提供し、次代を切り拓く成果を創出し、我が国の均衡ある発展に貢献することで、**持続可能でインクルーシブな経済社会システム**の実現に寄与



知識集約型社会における拡張された役割・機能

- デジタル革命の進展により、製品等の「モノ」中心からサービス等の「コト」中心の経済へと加速度的に変化する中、「**我が国最大かつ最先端の知のインフラとしての国立大学**」が、その**知的資源を最大限活用することで、社会変革の原動力**として寄与（我が国の成長力や競争力の源泉）

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）【抜粋】

第1章 基本的な考え方

(4)人の変革 ①付加価値の高い雇用の創出

（略）大学院卒を含め、日本においても、文理を問わず、大学院教育を含めリベラルアーツ教育の強化を進める必要がある。**大学は、知識集約型社会における付加価値の源泉となる多様な知を有しており、大学の役割を拡張し、変革の原動力として活用する。**

拡張された機能
に対応すべく、
自ら稼ぐ力を持
ち、学修者本位
の世界水準の教
育提供に向けた
機能強化
が急務

国立大学法人制度を巡る変遷

【第1期中期目標期間：新たな法人制度の「始動期」】

・平成17年 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」

「**国立大学には**、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、**全国的な高等教育の機会均等の確保**等について**政策的に重要な役割を担うことが求められる**」
「地方の高等教育機関は**地域社会の知識・文化の中核**として、また、次代に向けた**地域活性化の拠点**としての役割をも担っている」

【第2期中期目標期間：法人化の長所を活かした改革を本格化】

・平成25年 ミッションの再定義

研究水準、教育成果、産学連携等の**客観的データに基づき各大学の強みや特色、社会的役割を整理・公表**

⇒ 大学のミッションに応じ、地域連携機能の強化等を推進

・平成25年 国立大学改革プラン

ミッションを踏まえ、改革を改革加速期間中に実施する大学に対し、**国立大学法人運営費交付金等により重点支援**

・平成26年 学校教育法、国立大学法人法一部改正（ガバナンス改革）

・平成27年 国立大学経営力戦略

【第3期中期目標期間：「社会変革のエンジン」として知の創出機能を最大化し、高付加価値を生み出す国立大学へ】

・平成28年～

国立大学法人運営費交付金において、地域貢献、専門分野、卓越性の**3つの重点支援枠を創設**

・平成28年 国立大学法人法一部改正（**指定国立大学法人制度を創設**、資産の有効活用を図るための措置（土地の貸付け対象の範囲を拡大、寄附金等の自己収入の運用範囲を拡大））

・平成29年～指定国立大学法人の指定

（**東北大学・東京大学・京都大学・東京工業大学・名古屋大学・大阪大学・一橋大学**）

・平成31年 国立大学法人法一部改正（**一法人複数大学制度**、外部理事の複数登用、国立大学法人評価と認証評価の連携

国立大学の法人化の考え方

法人化の目的

- 国立大学は我が国の高等教育と学術研究の水準の向上と均衡ある発展に大きな役割を果たしている。
- **自律的な環境**の下で国立大学を一層活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現すること等を目的として、国立大学を法人化。

新しい「国立大学法人」像について

(平成14年3月26日)

- ①大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ②「民間的発想」のマネジメント手法を導入
 - 「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
 - 全学的視点から資源を最大限に活用した戦略的な経営
- ③「学外者の参画」による運営システムを制度化
 - 「学外役員制度」を導入
 - 役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
 - 学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考
- ④「能力主義」人事を徹底 ⇒ 「非公務員型」へ
 - 能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
 - 事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現
- ⑤「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

法人化の際の国会審議における附帯決議

- 学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、教育研究の特性に配慮（衆・参）
- 学長等がそれぞれの役割・機能を果たすとともに相互に連携（衆・参）
- 役員等については教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（衆・参）。政府や他法人からの役員の選任についてはその必要性を十分に勘案（参）
- 学長選考会議の構成は公正性・透明性を確保（参）
- 中期目標・計画の認可にあたって大学の自主性・自律性を尊重（衆）。中期目標の変更はやむをえない場合に限る（参）
- 法人評価にあたっては明確かつ透明性のある基準に従う（衆）。評価にあたっては学問分野の継承発展や大学が地域の教育等の基盤を支えている点にも配慮（参）。業績評価と資源配分を結びつけることについては大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って慎重な運用に努める（衆・参）
- 評価委員会の委員は教育研究や運営に高い知見を有する者を選任（参）
- 独法通則法の準用には、独法との違いに十分配慮（参）
- 運営費交付金等の算定にあたっては公正かつ透明性を確保（衆・参）。法人化前の公費投入額の十分な確保（衆）。所要額の確保（参）。学生納付金を適正な金額とする（衆・参）
- 国公立全体を通じた財政支出の充実。地方の大学の整備・充実（衆・参）
- 職員の勤務条件等の整備は教育研究の特性に配意し、適切に実施（衆・参）。労働関係法規への対応（参）
- 認証評価制度の発展への資金確保と援助（参）
- 高等教育のグランドデザイン検討にあたっては広範な国民的議論を踏まえ行う（参）

2. 国立大学のガバナンス

▶ ガバナンス

◆ 学長のリーダーシップの強化

- ・法人化により、
 - ①「学長」を法人の長かつ大学の長として位置付け
 - ②学内者と学外者の原則同数の構成員により学長を選考（学長選考会議）【2004】
- ・法律改正等により、
 - ①学長補佐体制として、副学長の職務内容を明確化
 - ②教授会が決定機関ではない旨を明確化
 - ③学部長等は学長の定めるところにより任命されることを明確化
 - ④意向投票の結果をそのまま学長の選考結果に反映させることは不適切であることを明確化 【2015】
 - ⑤法人の長と大学の長の分離を可能化【2020】

◆ 意思決定システムの透明化・明確化

- ・法人化により、
 - ①役員会制を導入 ②学外の理事・監事を義務化 ③経営協議会の半数を学外委員【2004】
- ・法律改正により、
 - ①学長選考の基準を策定・公表
 - ②経営協議会の委員の過半数を学外委員【2015】
 - ③学外の理事複数を義務化【2020】

◆ 機能強化の促進支援策

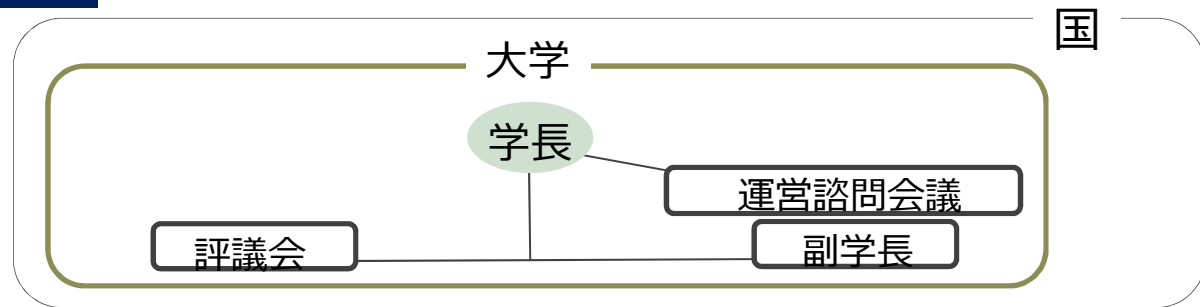
- ・指定国立大学法人制度の創設【2017】
- ・経営と教学の分離・一法人複数大学制の選択を可能化【2020】

国立大学法人化によるガバナンス体制

2004

国立大学法人化

《法人化前》



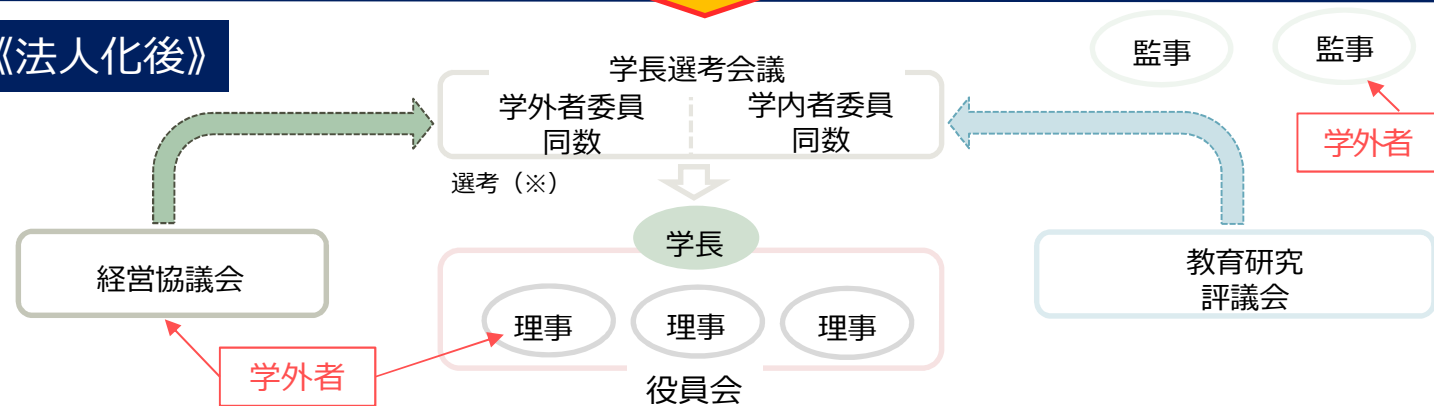
学長：大学運営の包括的な責任者

副学長：学長の職務を助ける

運営諮問会議：外部有識者から構成され、重要事項について学長の諮問に応じて審議、助言・勧告

評議会：学部長など部局長を中心に、重要事項について審議する全学的審議機関。

《法人化後》



(※) 学長の任命は、法人の申出に基づき、文部科学大臣が行う。

学長：法人を代表し、業務を総理

経営協議会：経営に関する重要事項を審議

理事：学長を補佐し、業務を掌理

教育研究評議会：教育研究に関する重要事項を審議

役員会：重要事項について議を経て学長は決定

監事：法人の業務を監査

国立大学法人化後のガバナンス機能強化 (学校教育法及び国立大学法人法の一部改正：2015年4月1日施行)

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞ 第9 2条第4項関係

- ・ 副学長は、学長を助け、**命を受けて校務をつかさどる**こととする

＜教授会の役割について＞ 第9 3条関係

- ・ 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり**意見を述べる**こととする
- ・ 教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について**審議**し、及び学長及び学部長等の**求めに応じ、意見を述べることができる**こととする

2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞ 第1 2条関係

- ・ 学長選考会議は**学長選考の基準を定める**こととする
- ・ 国立大学法人は、**学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならない**こととする

＜経営協議会＞ 第2 0条第3項、第2 7条第3項関係

- ・ 国立大学法人等の経営協議会の委員の**過半数を学外委員とする**

＜教育研究評議会＞ 第2 1条第3項関係

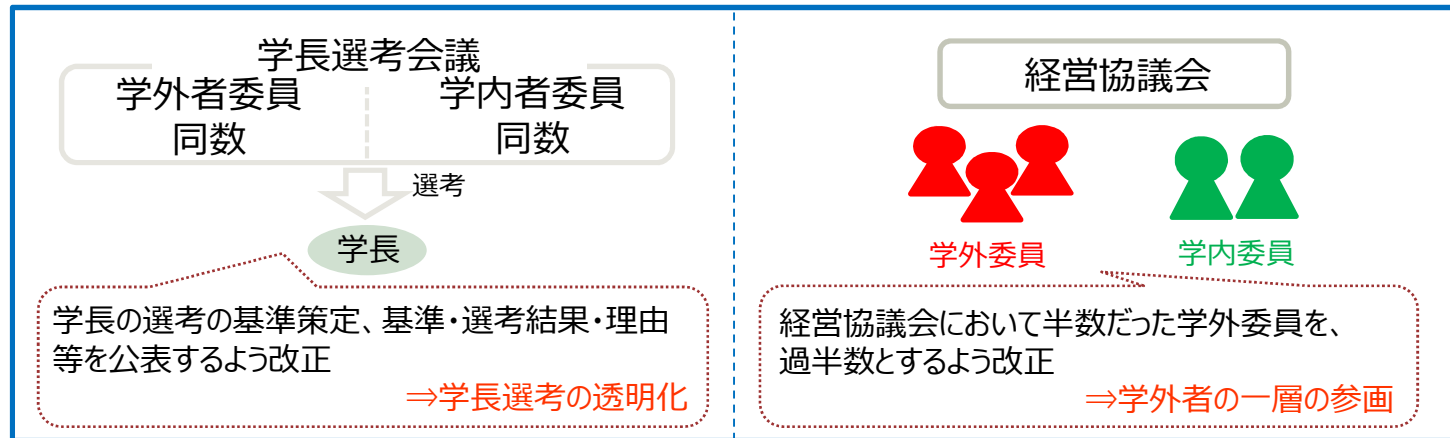
- ・ 国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる**副学長を評議員とする**

＜その他＞ 附則関係

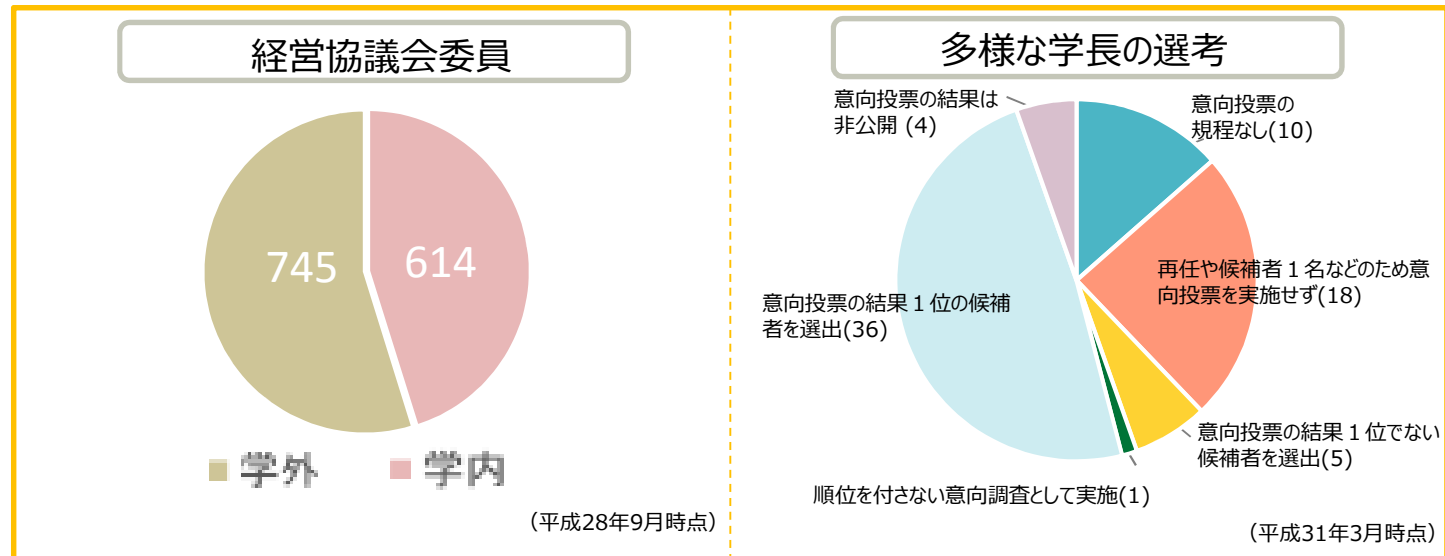
- ・ 新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

2014年法改正によるガバナンス体制強化

2014 法改正 (2015施行)



2019 現 状



法改正による更なるガバナンス機能強化 (学校教育法等の一部改正：2020年4月1日施行)

1. 学校教育法の改正

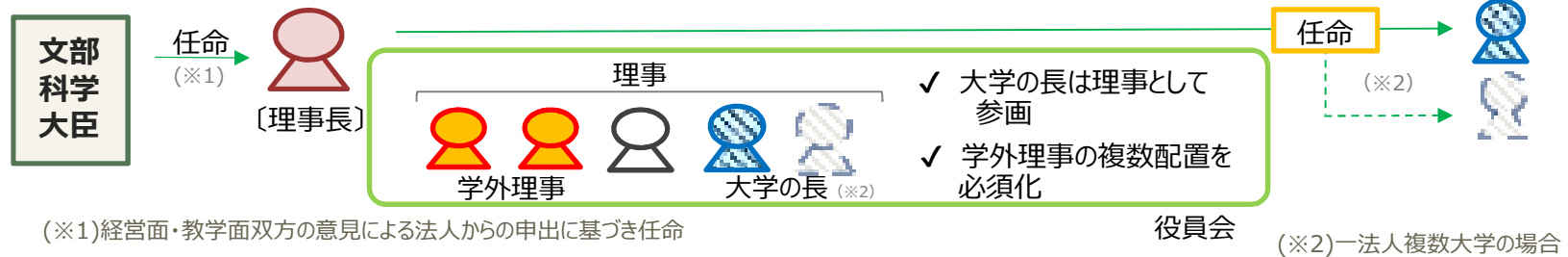
- ① 大学等の教育研究等の状況进行评估する認証評価において、当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け【第109条第5項関係】
- ② 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求【第109条第7項関係】 等

2. 国立大学法人法の改正

- ① 国立大学法人岐阜大学と国立大学法人名古屋大学を統合して国立大学法人東海国立大学機構を創設、同機構が岐阜大学と名古屋大学を設置【別表第1関係】
- ② 国立大学法人が複数の大学を設置する場合その他管理運営体制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、設置する大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事を設置できることとすること【第10条第3項等関係】
- ③ 理事数が4人以上の国立大学法人は、理事に学外者を複数含めるものとする【第14条第2項関係】
- ④ 国立大学法人評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請すること【第31条の3第2項関係】 等

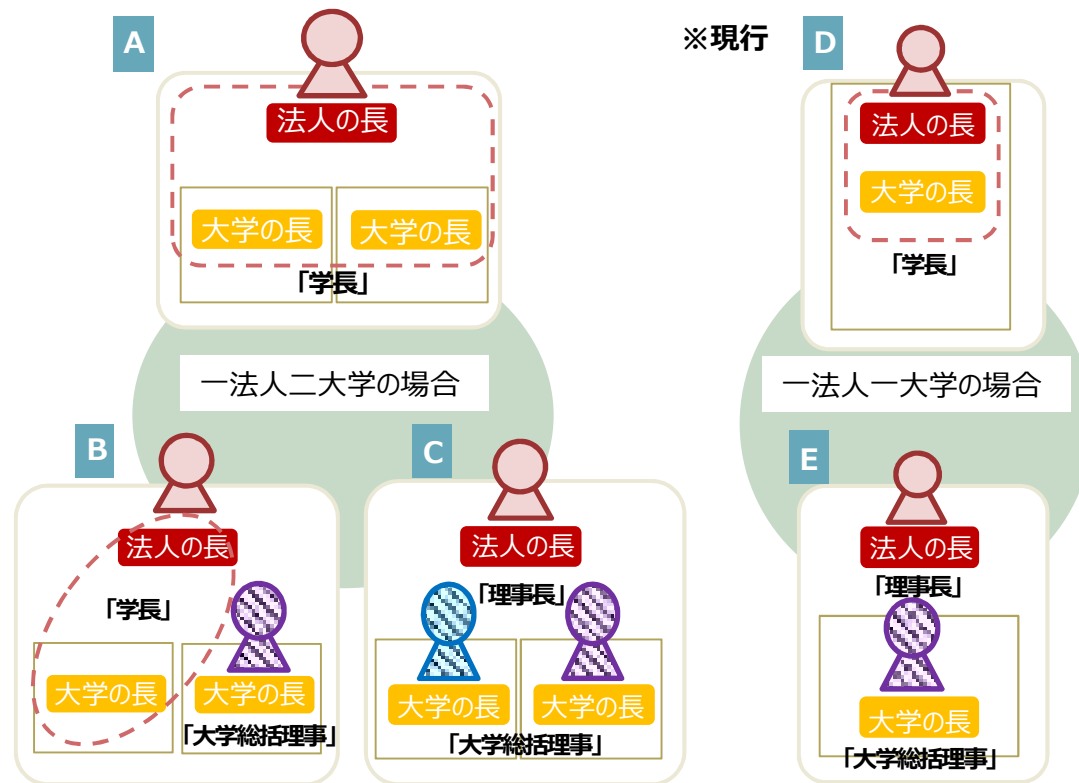
2019年法改正によるガバナンス体制強化

- 法人の判断により、**教学と経営の長を分担し、新たに理事長職を置ける**こととする（同時に一法人複数大学化も導入）
- **学外理事について、原則二人以上を設置義務**とする



国立大学法人の判断で、右の体制を選択できるような仕組みを設ける

- 一つの国立大学法人が複数の大学を設置することができる
- 大学の長を分担して置くことができる



- 法人の長：法人を代表する者
- 大学の長：法人が設置する大学の校務（学校教育法に規定）をつかさどる者
- ・ 国立大学法人法上は、「法人の長」と「大学の長」を兼ねる者⇒「学長」 / 「大学の長」を兼ねない「法人の長」⇒「理事長」と整理
- ・ 学校教育法上は、「大学の長」⇒「学長」

※実際の運用においては、混乱や誤解が生じない範囲で、「理事長」や「機構長」等の呼称を各国立大学法人において用いることも考えられる

法人の長と大学の長の役割分担・任命手続き

法人の長と大学の長の役割分担

教育研究と法人経営の双方の観点による議論を踏まえ、法人の効率的な運営及び教育研究活動の展開を一層進めるため、各法人において大学の長を分担すること（経営と教学の分離）を判断

法人における判断にあたって
文部科学大臣が関与



【法人の長】

- 法人全体に対して監督責任を負い、経営の失敗や法人の諸問題の責任を負う
- 法人の人材・資源・予算を掌握し、組織のガバナンスを維持し、法人の目標や業務の成果の最大化を任務



【大学の長】

- 各大学の校務をつかさどり、所属職員を統督（学校教育法第92条第3項に規定する職務）
- 法人全体の経営方針に従いつつ、大学運営の自主性や創意工夫が活かされるよう、教育研究に関する一定程度の裁量や権限を有すると同時に、法人の長に対して責任を負う
- 法人組織における職位は、他の理事とは異なる権限や役割を与えられた「理事」

法人の長と大学の長の任命手続き



文部科学大臣が任命



【法人の長】

法人の長が任命
(文部科学大臣の承認が必要)



【大学の長】

選考にあたり
法人において予め選考方法を
定めることなどが考えられる

国立大学法人

※解任も同様の手続

※法人の長の任期

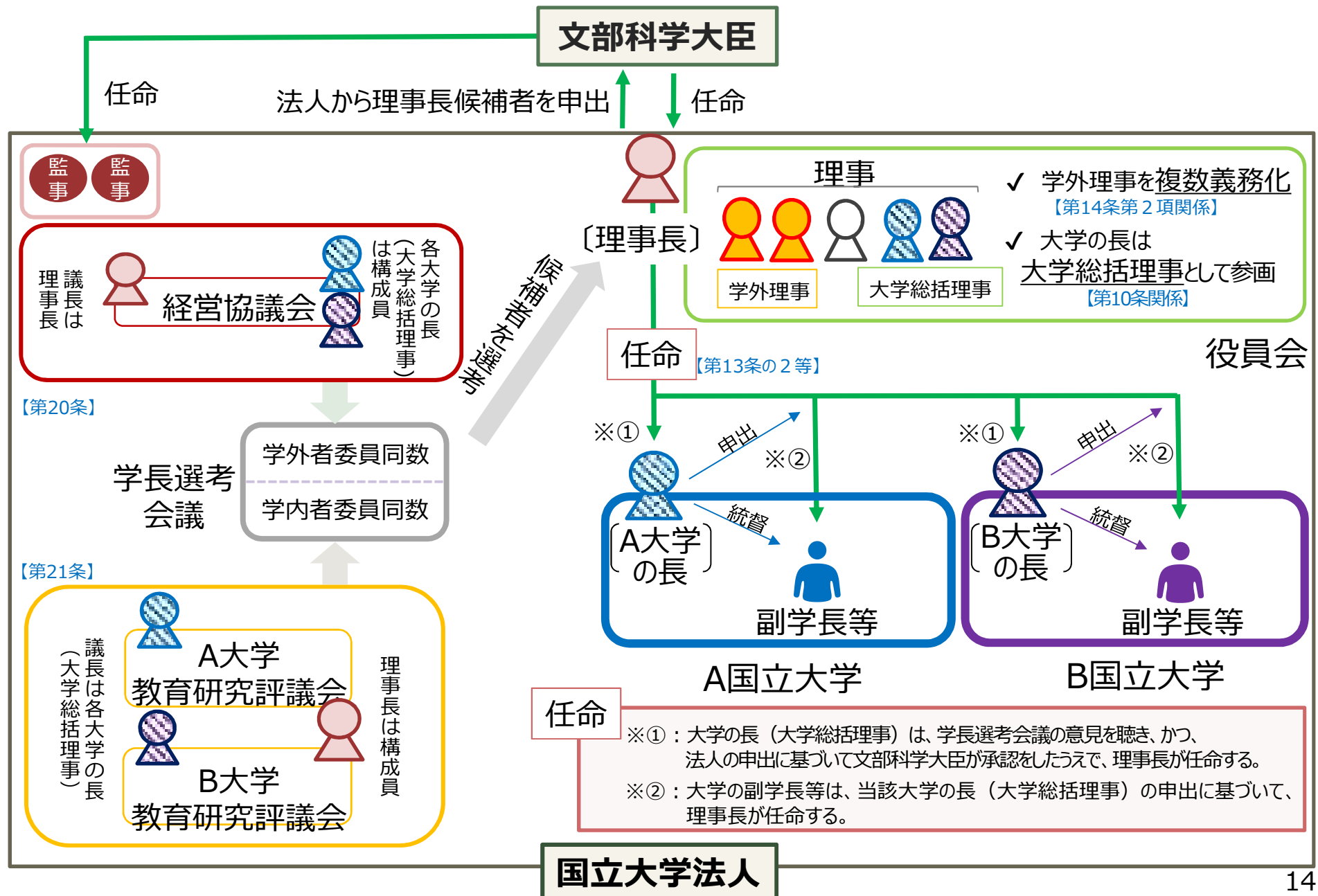
= 現行法の学長の任期
2～6年で、
学長選考会議の議を経て、
各法人の規則で定める

※大学の長の任期

: 法人の長の任期を踏まえる
～6年で、
学長選考会議の議を経て、
各法人の規則で定める

国立大学法人より
経営と教育研究の
両方の観点から
透明性をもって選考された
候補者を申出

複数の大学を置き、全ての大学に法人の長とは別に大学の長を置く場合

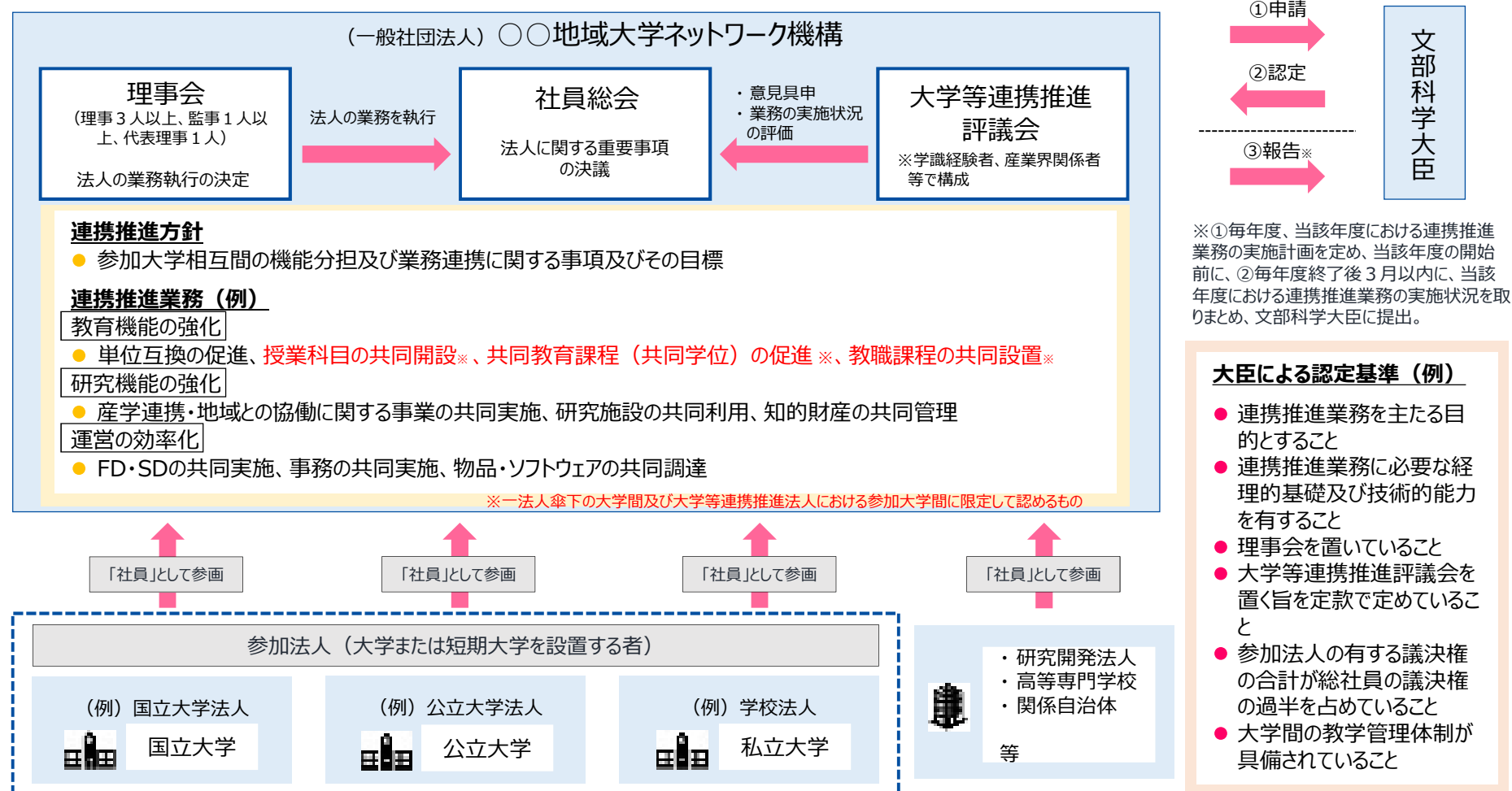


一法人複数大学制度等の導入に向けた検討状況

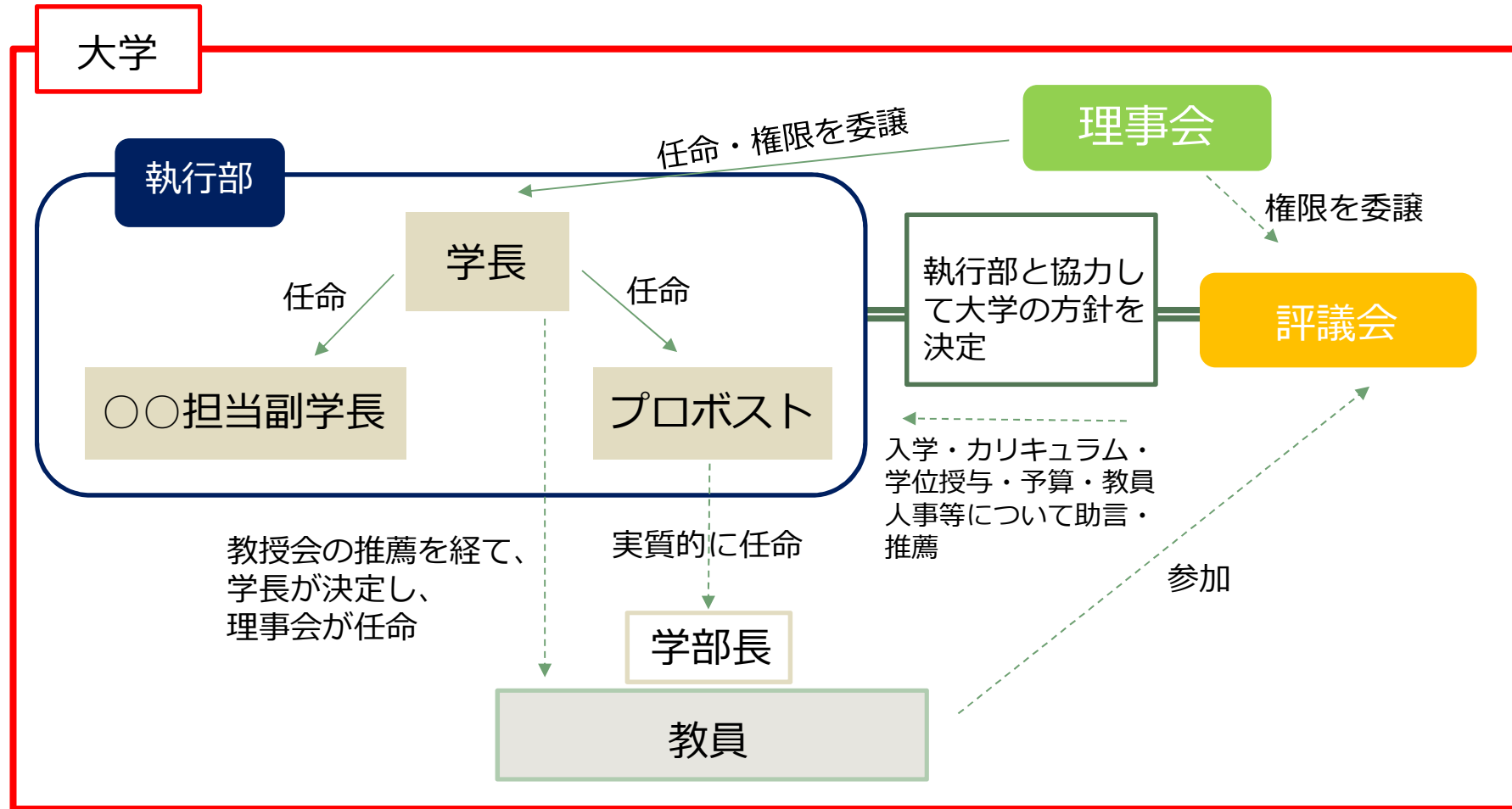
	法人名	目指している 統合の時期
1	国立大学法人岐阜大学 国立大学法人名古屋大学 ➡ 令和2年4月1日 国立大学法人東海国立大学機構	令和2年4月1日
2	国立大学法人静岡大学 国立大学法人浜松医科大学 ➡ 平成31年3月29日に基本合意	令和3年度
3	国立大学法人奈良教育大学 国立大学法人奈良女子大学 ➡ 平成元年6月28日に基本合意	令和3年度
4	国立大学法人小樽商科大学 国立大学法人帯広畜産大学 国立大学法人北見工業大学 ➡ 平成30年5月29日に基本合意	令和4年度

大学等連携推進法人制度（仮称）について

- グランドデザイン答申を踏まえ、国公私の枠組みを超えて、大学等の機能の分担及び教育研究や事務の連携を進めるなど各大学等の強みを生かした連携を可能とする制度を導入する。
- 具体的には、複数大学の参画の下、①地域や分野における大学間の連携推進方針を策定し、②連携推進業務を目的とする一般社団法人を、③文部科学大臣が認定し、④教学面での一定の規制緩和措置を認める制度を検討する。



諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス①（アメリカ）

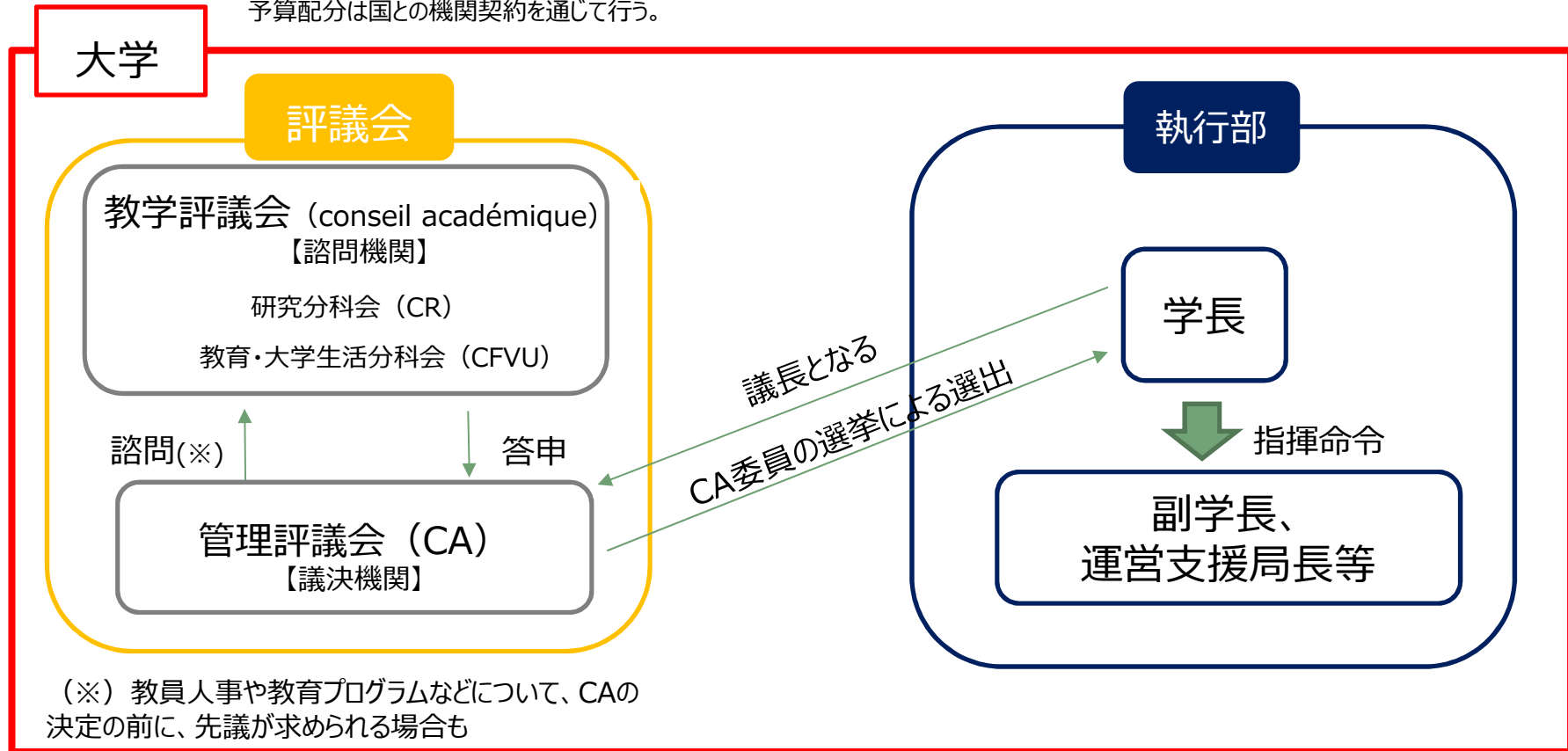


- ◆学長の任命 : 学長選考のための委員会が、外部サーチ機関を活用しながら候補者を選考し、最終的に理事会が任命。内部からの昇格は極めて少ない。
- ◆学部長・学科長の任命 : 学部長は実質的に人事を握るプロボストが事実上任命することが多い。学外者になることも多い。
- ◆教員の任用 : 学科・学部レベルの推薦、評議会による推薦を経て、学長が決定し、理事会が任命する場合が多い。

※上記①②は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）、「アメリカの大学評議会と共同統治 -カリフォルニア大学の事例-」（福留東士 広島大学高等教育研究開発センター大学論集 第44集（2012年度）2013年3月発行：49-64）、「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 アメリカ合衆国第2版（2016年版）」（独立行政法人大学評価・学位授与機構）をもとに、文部科学省にて作成

諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス②（フランス）

※フランスの大学は、法令上、「学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人」という、法人格を有する国立の機関。
予算配分は国との機関契約を通じて行う。

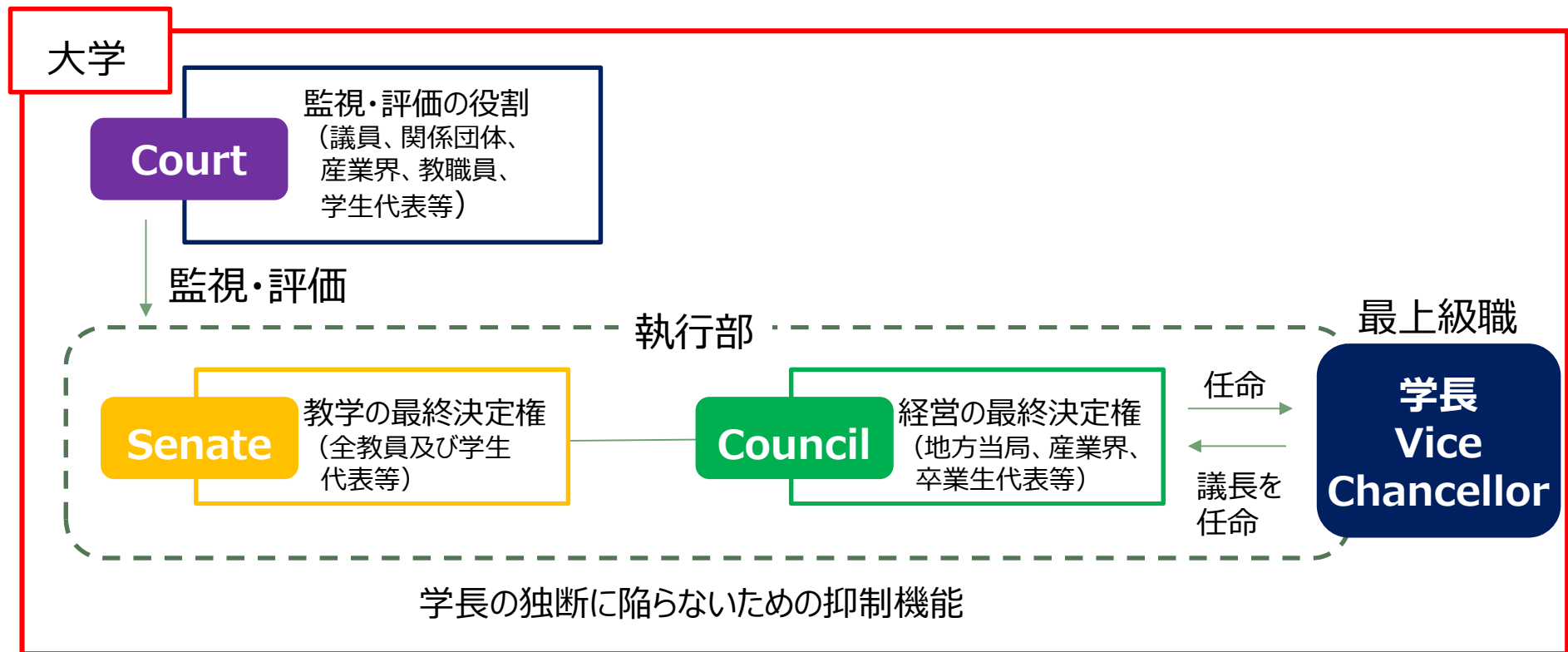


- ◆学長の任命 : 学内の教員等から、CAにおける選挙によって選出し、任命される。被選挙資格として学内の教員であることが求められる。
- ◆学部長・学科長の任命 : 学部長の選挙は法令で規定されており、学部内の教員から評議会の選挙で選出。学科長の選考は法令の規定はなく、各大学の学則で定められる。
- ◆教員の任用 : 管理評議会の決定に基づいて設置される選考委員会が審査。選考に基づいて大学が推薦し、教授は大統領が、准教授は大臣が任命。

※上記は、フランスにおける代表的と考えられる事例を中心に記述

※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）、「フランスにおける大学ガバナンスの改革 - 大学の自由と責任に関する法律（LRU）の制定とその影響 -」（大場淳 大学論集第45集（2014年3月発行））、「大学ガバナンスの国際比較：研究の視点の整理」（大場淳 広島大学高等教育研究開発センター編大『大学のガバナンス〜その特質を踏まえた組織運営の在り方を考える〜第41回（2013年度）『研究員集会』の記録・講演・報告』2014年5月、75-97頁）をもとに、文部科学省にて作成

諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス③（イギリス）

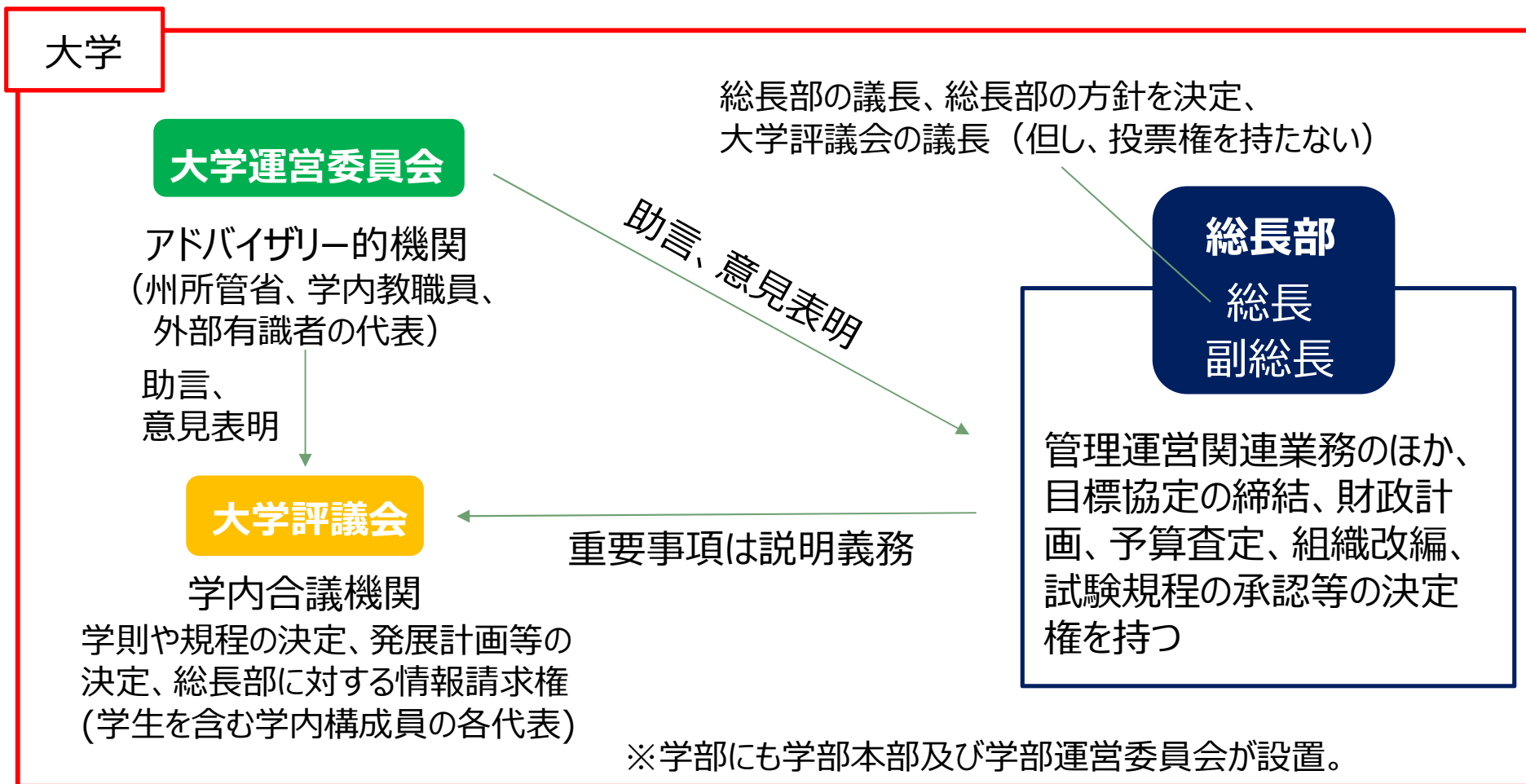


- ◆学長の任命 : 一般に、CouncilとSenateの委員から構成される選考委員会が、外部リサーチ機関や独自のデータベースを活用して選考し、カウンスルが任命。
- ◆学部長・学科長の任命 : 基本的に学長が学部長を独断で任命することではなく、学長・副学長・全職員がコンセンサスの上で、Senateの承認に基づき決定。
- ◆教員の任用 : 学内外に公募し、その後面接。学部あるいは学科内で教員人事は完結。選考後、Senateの承認や、Senateへの報告の義務付け等を経た上で、Councilが任命。

※上記は、1992年以前からのイギリスの大学における代表的と考えられる事例を中心に記述

※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）をもとに、文部科学省にて作成

諸外国の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス④（ドイツ）



- ◆学長の任命：大学評議会（構成員の過半数が教員）の推薦（州により選挙結果）を受けて州の高等教育大臣が任命。推薦に当たって、大学評議会と大学運営委員会との合同選考委員会が設置される。

※上記は、ドイツの大学における代表的と考えられる事例を中心に記述（主にニーダーザクセン州高等教育法における規定を参考）

※上記は、「大学のガバナンス改革の推進について」（審議まとめ）（平成26年2月12日中央教育審議会大学分科会）、「大学の設置形態に関する調査研究」（国立大学財務・経営センター研究報告第13号 平成22年9月 第3章「ドイツにおける高等教育制度と大学の設置形態」（城多努））をもとに、文部科学省作成。

指定国立大学法人制度について

1. 制度の趣旨

平成29年4月、国立大学法人法の改正により、我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる国立大学法人を「指定国立大学法人」として指定することができる制度を創設。

2. 指定国立大学法人とは

<指定の条件>

指定国立大学法人は、国内の競争環境の枠組みから出て、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していく必要があるため、「研究力」、「社会との連携」、「国際協働」の3つの領域において、既に国内最高水準に位置していることを申請の要件として設定。

以下の項目を申請に当たって確認

【研究力】

- ・科学研究費助成事業の新規採択件数
- ・Q 値（論文に占めるトップ10%補正論文数の割合）

【社会との連携】

- ・受託・共同研究収益の割合
- ・寄附金収益の割合
- ・特許権実施等収入の割合

【国際協働】

- ・国際共著論文比率
- ・留学生及び日本人派遣学生の割合（学部・大学院）

<指定国立大学法人に関する特例>

- 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大（コンサルティング会社等への出資）
- 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮
- 余裕金の運用の認定特例（文部科学大臣の認定不要）

※今後も法人の要望の状況に応じて規制緩和を検討予定

3. 審査経過及び指定の状況

第3期中期目標期間における指定国立大学法人の審査は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会（国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会指定国立大学法人部会）が書面審査、ヒアリング審査及び現地視察を実施。文部科学大臣は国立大学法人評価委員会の意見を聴いて指定。

【審査経過】

平成28年 ・公募開始（11/30）

平成29年 ・申請〆切（3/31）

・指定国立大学法人部会による審査

（ヒアリング審査及び現地視察：5/27～6/2）

・文部科学大臣による指定（東北・東京・京都）及び指定候補（東京工業・一橋・名古屋・大阪）への構想の充実・高度化の要請（6/30）

・構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣による指定（東京工業・名古屋）（3/20）

平成30年 ・構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣による指定（大阪）（10/23）

令和元年 ・構想の充実・高度化を確認し、文部科学大臣による指定（一橋）（9/5）

【指定国立大学法人】

国立大学法人東北大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人京都大学（平成29年6月30日指定）

国立大学法人東京工業大学（平成30年3月20日指定）

国立大学法人名古屋大学（平成30年3月20日指定）

国立大学法人大阪大学（平成30年10月23日指定）

国立大学法人一橋大学（令和元年9月5日指定）

3. 国立大学の経営マネジメント

▶ 経営マネジメント

◆財務会計マネジメント

(資金の使途)

- ・法人化により、費目の別なく渡し切りの運営費交付金を措置【2004】

(財源多様化)

- ・法人化により授業料等は標準額の上限110%まで、2007年に上限120%まで、各法人において設定可能
- ・外部資金獲得により、交付金は減額しない「経営努力認定」
- ・寄附を促進する税制優遇【2016、2018、2020】
- ・法律改正により、資産の運用の規制緩和【2018】
- ・運営費交付金の配分に外部資金獲得に係る共通指標を導入【2019】

◆人事給与マネジメント

- ・法人化により、非公務員型の能力・業績に応じた人事・給与システムを各法人の責任で導入可能化【2004】
- ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、法人において柔軟な報酬・給与設定等を行うよう閣議決定【2014】
- ・指定国立大学法人の特例として、国際的に卓越した人材確保の必要性を報酬・給与の基準設定の考慮事項として法定【2017】
- ・人事給与マネジメントに係るガイドライン策定【2018】
- ・運営費交付金の配分に人事給与マネジメント改革に係る共通指標を導入【2019】

国立大学法人の授業料の仕組み①

国立大学の授業料等「標準額」

文部科学省令（国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文部科学省令第16号）において「標準額」を規定（省令第2条）。

【2019年度標準額】

授業料：	学部・大学院	年額	535,800円
	：法科大学院	年額	804,000円
入学料：	学部・大学院		282,000円
検定料：	学部		17,000円
	：大学院		30,000円

運営費交付金と「標準額」の関係

国立大学法人運営費交付金の算定には「標準額」を使用することとし、授業料等の改定（値上げ）は運営費交付金に影響しない仕組み。

国立大学法人の授業料の仕組み②

【2019年度の各大学の授業料等の設定状況】

(1) 授業料：

・特定の研究科等において標準額を上回る額を設定する大学 2大学

- 東北大学 大学院 経済学研究科
会計専門職専攻（専門職学位課程） 589,300円
- 東京農工大学 大学院 工学府
産業技術専攻（専門職学位課程） 572,400円

・標準額を上回る額を設定する大学 5大学

- 東京工業大学 635,400円（2018年 9月13日公表）
学士課程 2019年4月以降入学者
大学院の課程 2019年9月以降入学者
- 東京芸術大学 642,960円（2018年10月26日公表）
学士課程・別科 2019年4月以降入学者
大学院の課程 2020年4月以降入学者
- 千葉大学 642,960円（2019年 6月 7日公表）
学士課程・大学院の課程 2020年4月以降入学者
- 一橋大学 642,960円（2019年 9月11日公表）
学士課程 2020年4月以降入学者
大学院経営管理研究科 2021年4月以降入学者
- 東京医科歯科大学 642,960円（2019年11月 8日公表）
学士課程 2020年4月以降入学者

・標準額を下回る額を設定する大学 4大学

- 北見工業大学 大学院（博士課程） 520,800円
- 千葉大学 大学院（博士課程） 520,800円
- 東京大学 大学院（博士課程） 520,800円
- 三重大学 大学院（博士課程） 520,800円

(2) 入学料：標準額を上回る額を設定する大学 1大学

- 東京芸術大学 学部・大学院 338,400円

(3) 検定料：

・標準額を上回る額を設定する大学 2大学

- 東京医科歯科大学 大学院 36,000円
- 東京芸術大学 学部 20,400円
大学院 36,000円

※上記以外の区分は標準額と同額に設定

国公立教育機関における平均年間授業料の国際比較

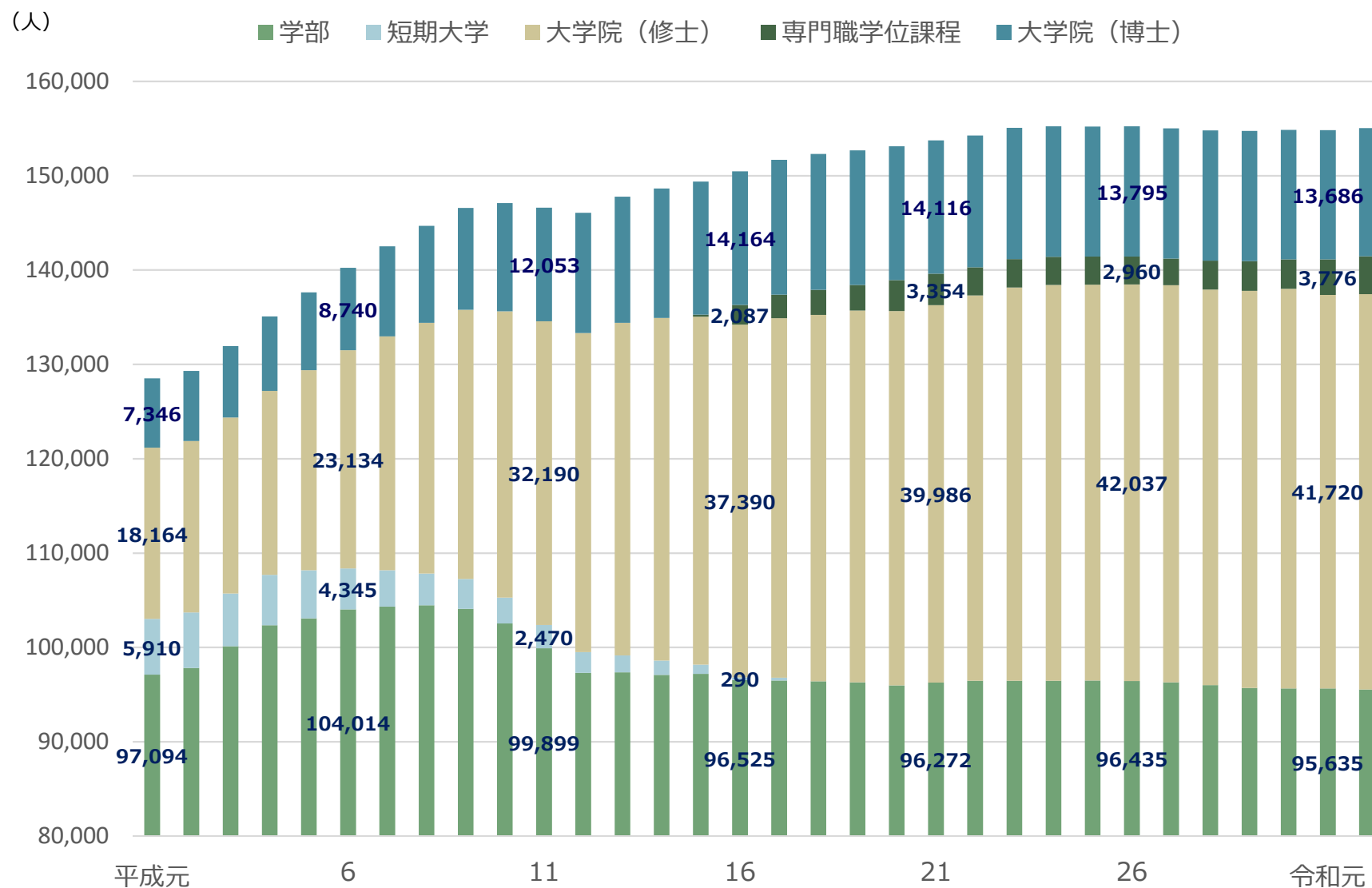
(単位：米ドル)

	フルタイムの学生の平均年間授業料					
	国公立教育機関（または、もっと一般的な場合は公営私立教育機関）					
	自国学生			外国人学生		
	学士課程または同等レベル	修士課程または同等レベル	博士課程または同等レベル	学士課程または同等レベル	修士課程または同等レベル	博士課程または同等レベル
日本	5,234	5,231	5,231	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
オーストラリア	5,034	8,929	260	19,029	18,318	16,187
オーストリア	921	921	921	1,841	1,841	1,841
カナダ	5,286	5,527	※	20,406	13,040	※
フランス	237	330	504	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
ドイツ	133	◆	◆	◆	◆	◆
イタリア	1,926	2,149	464	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
韓国	4,886	6,414	7,167	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
スペイン	1,747	2,873	※	自国学生と外国人学生の授業料の差異なし		
スイス	1,291	1,291	386	※	※	※
アメリカ	8,804	11,617	◆	24,854	※	※
イギリス	11,866	※	※	※	※	※

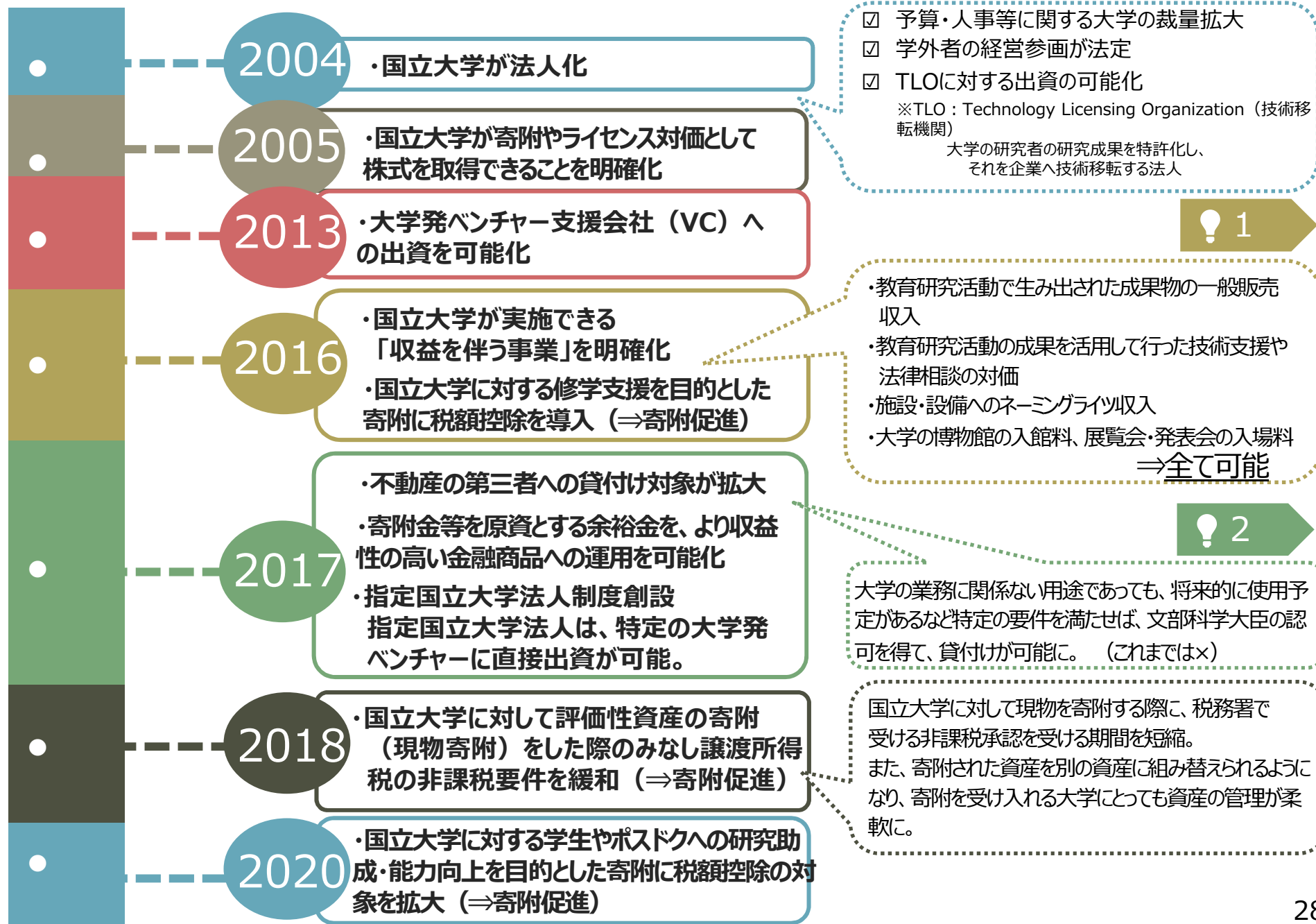
出典：「図表で見る教育」（OECDインディケータ（2019年版）をもとに文部科学省が作成

- データは2017～2018年度のもの。各国の購買力平価(PPP)による米ドル換算額を示している。
- ※は、データが得られない（欠測データの場合や、回答数が少ないため、指標の算定を行えない場合）ことを示している。
- ◆について、アメリカの博士課程または同等レベルのデータは、同国の修士課程または同等レベルのデータに含まれており、ドイツの博士課程または同等レベルのデータ及び修士課程または同等レベルのデータは、同国の学士課程または同等レベルのデータに含まれていることを示している。

平成以降の国立大学入学定員の推移



国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化について①



国立大学法人における自律的な経営環境の確保・財源の多様化について②

国立大学は、大学の活動から離れて、収益を上げることが目的とした事業はできないが、大学の教育研究成果を活用することで収益を得ることは可能（平成28年にその旨の解釈を通知）。

※国立大学法人は法人税法上の非課税法人であり、それとの関係からも収益を目的とすることは困難。

また、法人法を改正し、平成29年4月以降それまで国立大学では規制されていた、

- ・大学に関係のない用途で利用するための不動産の第三者への貸付け
 - ・一定の収益性の高い金融商品の運用
- による自己収入の確保が可能。

※大学の用途に関係のある貸付けは従前より可能 ※国債、地方債等の安全資産の運用は従前より可能



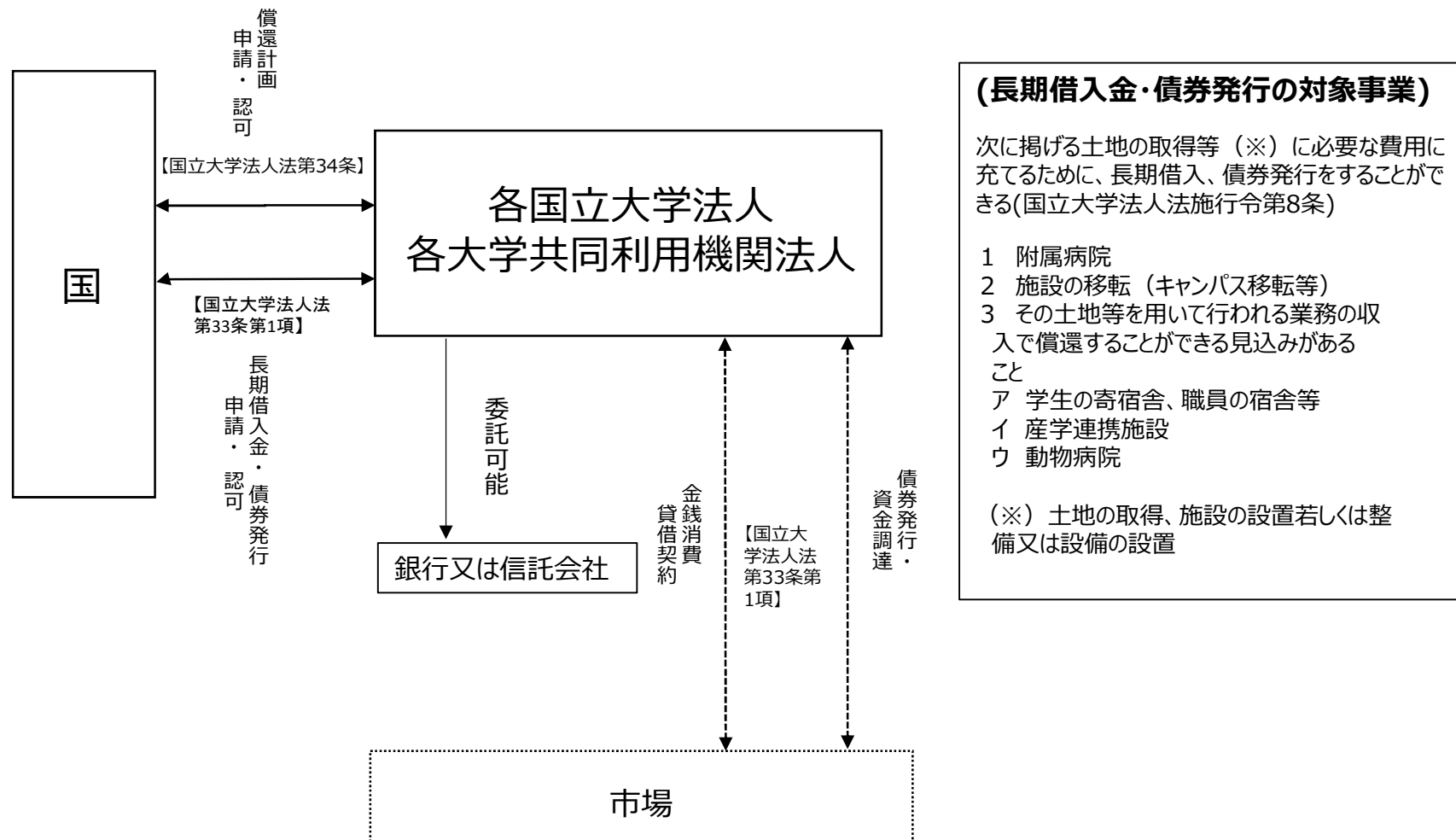
取組・収益実績は各大学において様々であるが、

例) 京都大学：2.7億円(H16)⇒16.8億円(H29) ※

※財務諸表上の「財産貸付料収入」「入場料収入」「講習料収入」「著作権料・特許料収入」「農畜産物収入」の合計

平成29年4月以降、認可・認定を受けた大学において、具体的な貸付け契約の手续や運用等が進められている

長期借入金・債券発行の仕組み



研究制度における出資の可否

	研究成果の活用促進事業		研究成果活用事業
国立大学法人 国立大学法人法	技術移転機関（承認TLO） ※共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動のみは不可	ベンチャーキャピタル等	指定国立大学法人のみ コンサル、研修・講習に関する大学発ベンチャーへの出資可 ※研究開発型の大学発ベンチャーへの出資は不可
公立大学法人 地方独立行政法人法	技術移転機関（承認TLO） ※共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動のみは不可	※ベンチャーキャピタル等への出資は不可	※大学発ベンチャーへの出資は不可
研究開発法人 科学技術・イノベーション活性化法、法人個別法	成果活用等支援法人（TLO機能、共同研究開発等についての企画及びあっせん等）への出資は理化学研究所のみ可 ※その他の法人は不可	ベンチャーキャピタル等への出資は理化学研究所のみ可 ※その他の法人は不可	研究開発法人発ベンチャーへの出資は22法人のみ可 ※その他の法人は不可

※成果活用等支援法人の業務は、承認TLOの業務に比べ、条文上広く規定されている

現行の出資規定について

	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号)	国立大学法人法 (平成十五年法律第一百十二号)	産業競争力強化法 (平成二十五年法律第九十八号)
研究開発法人	●研究開発法人発ベンチャー *出資認可不要 ●研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等 *出資認可必要 ●成果活用等支援法人 *出資認可必要	(国立大学法人等の行う出資等業務) 第二十一条 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。	
国立大学	TLOの機能、ベンチャーの創出支援、共同研究のコーディネート等	●技術移転機関（TLO） *出資・計画認可必要 ●大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等*出資・計画認可必要 ●大学発ベンチャー(コンサルティング事業者、人材育成事業者等) ※指定国立大学のみ *出資認可必要	●大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等*出資・計画認可必要

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者 > **研究開発法人発ベンチャー**

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金 供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

> **研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等**

三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

> **成果活用等支援法人（TLO等）**

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。（略）

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

> **技術移転機関（TLO）**

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

> **大学発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等**

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二条第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

> **大学発ベンチャー（コンサル、研修・講習法人）**

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）

第三条 法第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業とする。

第二十四条 法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 当該指定国立大学法人における研究の成果（次号において「特定研究成果」という。）を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二 前号に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

別表第三（第三十四条の六関係）

一 国立研究開発法人情報通信研究機構	十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
二 国立研究開発法人物質・材料研究機構	十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
四 国立研究開発法人科学技術振興機構	十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構
五 国立研究開発法人理化学研究所	十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構
六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	十七 国立研究開発法人産業技術総合研究所
七 国立研究開発法人国立がん研究センター	十八 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター	十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	二十 国立研究開発法人土木研究所
十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター	二十一 国立研究開発法人建築研究所
十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター	二十二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

（※第二、三号は理研のみ出資可能）

指定国立大学法人制度の出資について

概要

◆ 国立大学法人法 第22条第1項第6号及び第7号の規定により国立大学法人が認められている出資業務のほか、指定国立大学法人は**特例として、研究成果を活用する特定の事業者に対し出資が可能（同34条の5第1項）**

国立大学法人法で認められている出資業務

第22条 第1項第6号、第7号

→ **技術に関する研究成果**の活用を促進する事業を実施する者に出資が可能

技術に関する研究成果とは、特許権、実用新案権が設定されるような知見を想定。

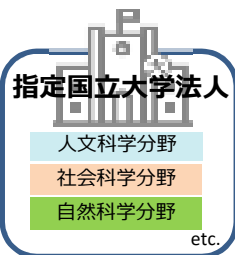
①承認TLO（技術移転機関）【第6号】

②認定特定研究成果活用支援事業者
（ベンチャーキャピタル）【第7号】

※人文科学・社会科学分野の研究成果が該当しない

第34条の5 第1項（平成29年4月 改正）

→ **指定国立大学法人の研究成果**を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し出資が可能



技術に関する研究成果のみならず、幅広い分野の研究成果に係る事業も出資対象範囲に

研究成果の活用

出資可能
研究成果を活用する特定の事業者

・コンサルティング
・研修又は講習業務

国大法第34条の5 第1項による出資 概要

○出資可能な事業

＜国立大学法人法施行令 第24条第1号、第2号＞

	第1号業務	第2号業務
事業内容	事業者が行う事業活動に対する コンサルタント的業務	研修又は講習 （教材開発・提供を含む）
対象者	依頼があった特定の事業者	事業者及びその従業員のほか、不特定の個人やグループ等
目的	依頼のあった事業者の事業活動を円滑に行うための援助	事業活動そのものへの援助ではなく、従業員や個人等が広く資質能力の向上を図るための手段を提供

○指定国立大学法人のみ出資対象を拡大したことについて

▶ 指定国立大学を指定の際、当該法人が株主として適切に議決権を行使し、出資先たる株式会社等の事業活動を適切にモニタリングするに足りる体制が整っているかについて審査可能

▶ 指定国立大学法人は、
①教育研究活動の成果の水準が高く、その成果を民間企業等に普及・促進することによる社会貢献の効果が高い
②世界最高水準の教育研究活動の展開の実現に繋げる要請が高い
③企業からの高いニーズが期待され出資のリスクが相対的に低い

○これまでの認可状況

平成30年 5月 京大オリジナル株式会社への出資認可（京都大学）

平成30年11月 東大エクステンション株式会社への出資認可（東京大学）

令和元年 9月 東北大学ナレッジキャスト株式会社への出資認可（東北大学）

令和2年 2月 株式会社Tokyo Tech Innovationへの出資認可（東京工業大学）

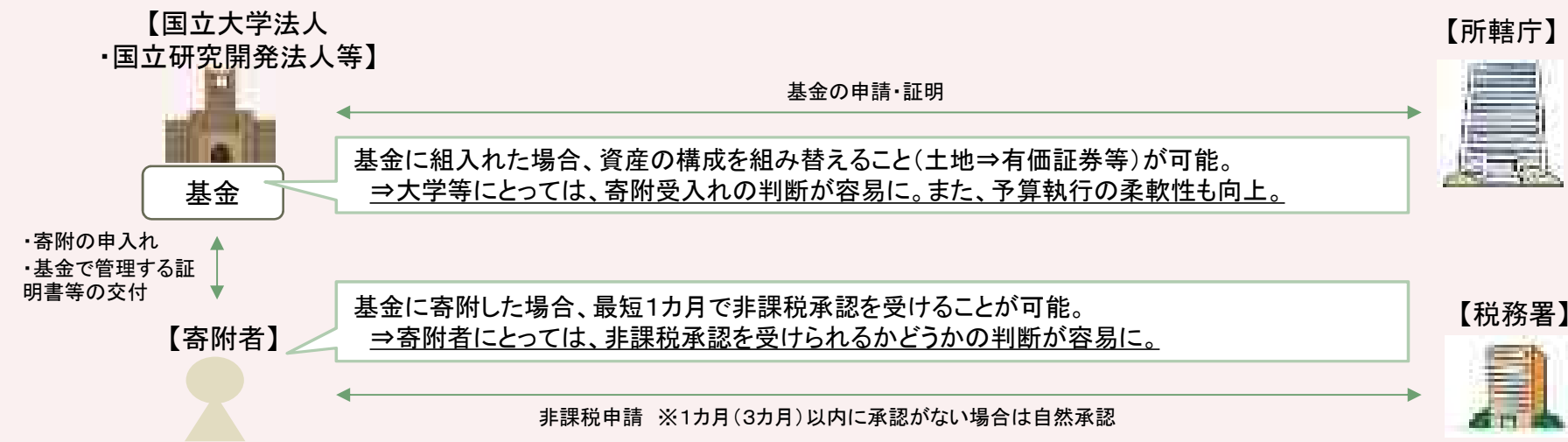
国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等（平成30年度）

- 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、国立研究開発法人、公益社団法人、公益財団法人に対して個人が現物資産（土地、建物、株等）の寄附を行い、これらの法人が当該資産を所轄庁の証明を受けた基金で管理する場合、みなし譲渡所得税の非課税要件を緩和。また、当該基金内での資産の代替要件も緩和。
- 学校法人、社会福祉法人についても、現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続きが簡素化される特例の要件の対象資産に新たに株式を追加。

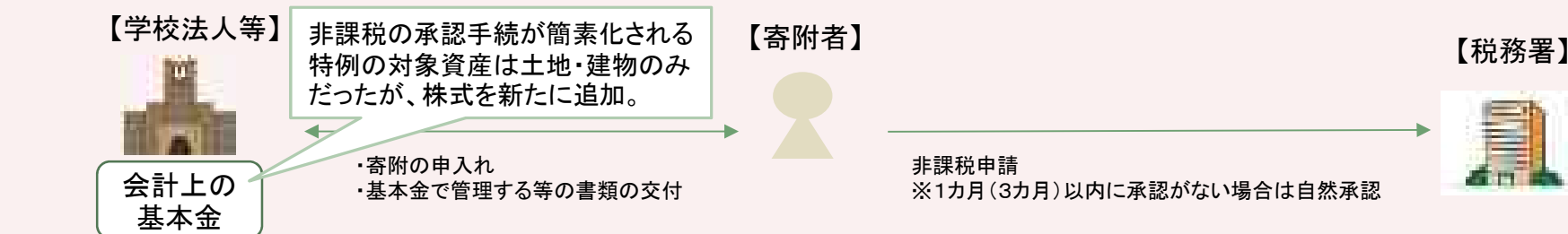
※みなし譲渡所得課税の非課税承認…現物資産の寄附に当たり、キャピタルゲイン（値上がり益）がある場合、当該金額に対しては所得税が寄附者に課される。ただし、公益目的事業に寄附する場合は国税庁長官の承認を受け、非課税とすることができる。

これまでの課題 ①みなし譲渡所得税非課税の承認要件として原則、寄附資産を当該資産のまま（土地なら土地のまま）保有することが必要、
②非課税承認を受けるまでに時間がかかる等の課題あり。

◆国立大学法人・国立研究開発法人等への現物資産の寄附（認められた内容のイメージ）



◆学校法人等への現物資産の寄附



個人寄附にかかる税額控除制度の導入（平成28年度）

平成28年度税制改正より、一定の要件を満たした国立大学法人が行う学生の修学支援にかかる事業への個人からの寄附については、従来の所得控除に加え、税額控除の選択が可能となった。

○税額控除とは、

- ・寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接、寄附金額の一定割合が控除される仕組み

○税額控除のメリット（所得控除との違い）

- ・寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、寄附者にとっては所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が非常に大きい点が特徴（より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる）。

⇒ **平成29年度実績では、この仕組みを活用して、約18,100件、5.8億円の寄附を集める**

所得控除方式（従前も認められていたもの）

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定

寄附金額_{※1} - 2000円 × (所得に応じた) 税率 → 所得税額から控除

税額控除方式（改正により認められたもの）

各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接寄附金額の一定割合を控除

寄附金額_{※1} - 2000円 × 40% = 控除対象額_{※2} → 所得税額から控除

※1 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

例

年収500万円（平均的な税率10%）の方が1万円を寄附した場合

所得控除 (10,000円 - 2,000円) × 10% = 800円

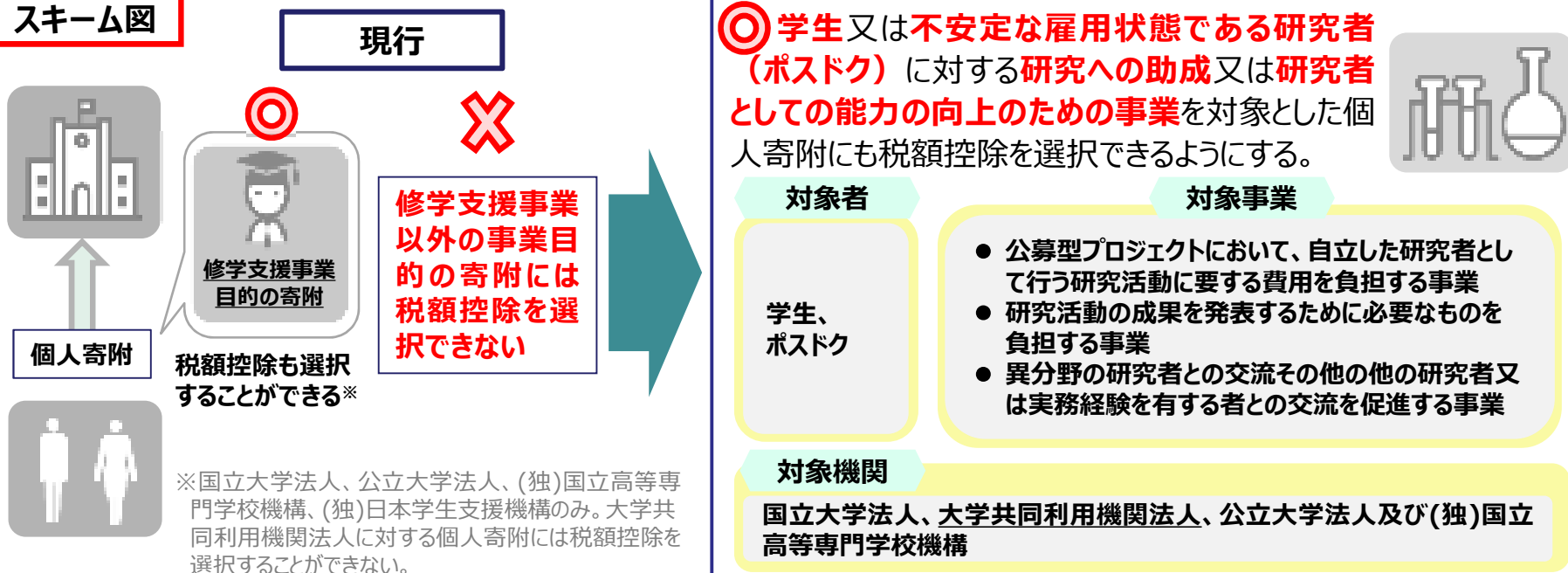
税額控除 (10,000円 - 2,000円) × 40% = 3,200円 控除額

個人寄附にかかる税額控除制度の拡大（令和2年度）

改正内容

- 現在、国立大学法人等に対する個人寄附は、**経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業**（修学支援事業）を対象とする場合に限り税額控除が選択できる。
- 今回の措置により、これらの機関及び大学共同利用機関法人が行う**学生やポスドク**に対する**研究助成・能力向上のための事業を対象とした個人寄附**にも、**税額控除を選択できる**ようにする。

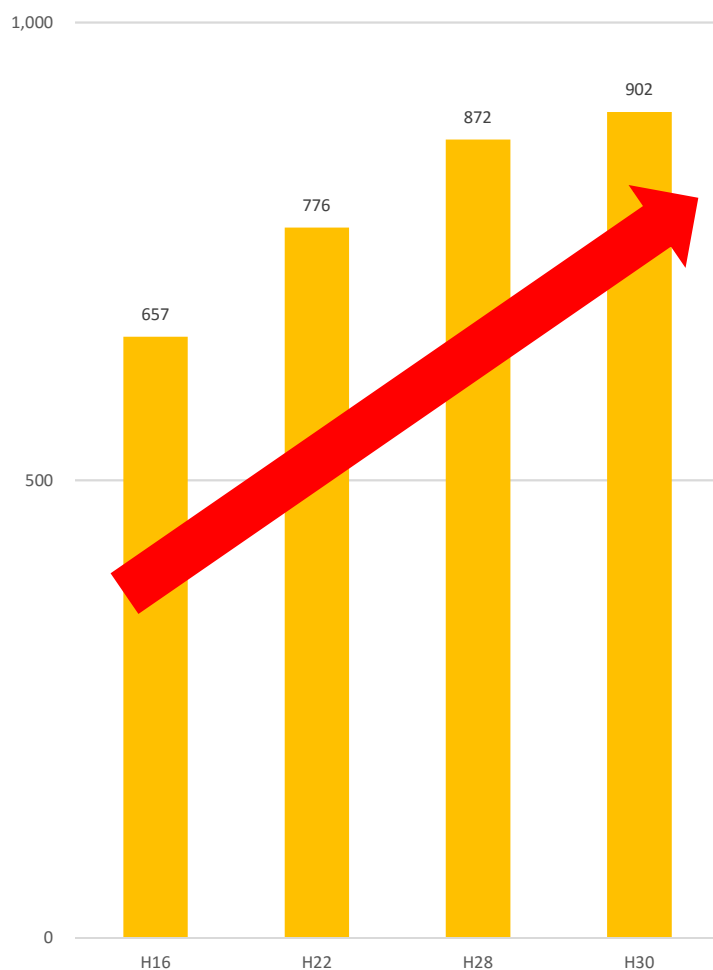
スキーム図



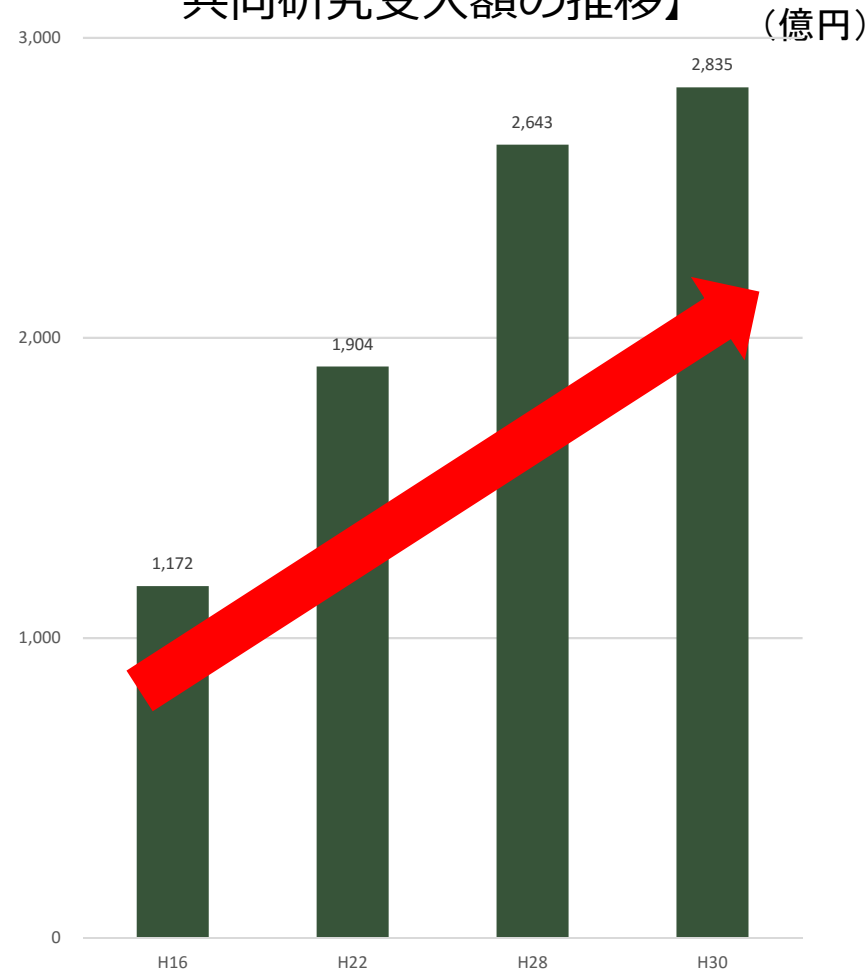
法人化以降の国立大学法人の外部資金獲得の推移

- 国立大学における外部資金受入額は、**法人化以降大きく増加**。
- 法律改正により、大学が有する**資産の有効活用を図るための規制を緩和**

【寄附金受入額の推移】



【受託研究・受託事業・共同研究受入額の推移】



4. 国立大学の評価

▶ 評価

◆国立大学法人評価

- ・法人化により、国が設立し、公金が支出される法人として、中期目標の達成状況进行评估する国立大学法人評価を導入
業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価【2004】

◆認証評価

- ・全ての大学等が、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を7年以内ごとに受けることを義務化【2004】
- ・認証評価において統一的に評価すべき事項として3つのポリシーに関することや、各大学における自律的な改革サイクル（内部質保証）に関することを新たに設定【2018】

◆重点支援評価、客観・共通指標評価

- ・機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」「評価指標」を各大学が主体的に作成し、その進捗状況を対象に外部有識者からの意見を踏まえて評価し、運営費交付金予算の重点支援に反映【2016】
- ・成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、運営費交付金予算の配分に反映【2019】

中期目標・中期計画

中期目標

- ・ 文部科学大臣は、6年間に於いて各国立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を「中期目標」として定め、これを各法人に示すと同時に公表
- ・ 中期目標は、各法人の意見を聴き、これに配慮すると同時に、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて定める
- ・ 第1期中期目標期間は平成16年4月～22年3月
第2期中期目標期間は平成22年4月～28年3月
第3期中期目標期間は平成28年4月～34年3月 ←現在
第4期中期目標期間は令和4年4月～10年3月

中期計画

- ・ 各法人は、中期目標を達成するための計画を「中期計画」として作成し、文部科学大臣の認可を受けると同時に公表

年度計画

- ・ 各法人は、毎事業年度開始前に、中期計画に基づき、その事業年度の業務運営に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出ると同時に公表

中期目標・中期計画

中期目標の事項（国立大学法人法第30条第2項）

1. 教育研究の質の向上に関する事項

（教育内容及び教育の成果等、教育の実施体制等、学生への支援、入学者選抜、研究水準及び研究の成果等、研究実施体制等、社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究、国際化、附属病院、附属学校）

2. 業務運営の改善及び効率化に関する事項

（組織運営の改善（ガバナンス機能の強化、人事・給与制度の弾力化等）、教育研究組織の見直し、事務等の効率化・合理化）

3. 財務内容の改善に関する事項

（外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加、経費の抑制、資産の運用管理の改善）

4. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

（評価の充実、情報公開や情報発信等の推進）

5. その他業務運営に関する重要事項

（施設設備の整備・活用等、安全管理、法令遵守等(研究不正行為、研究費不正使用の防止体制等)）

中期計画の事項（国立大学法人法第31条第2項）

1. 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

4. 短期借入金の限度額

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

6. 剰余金の使途

7. その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

（施設及び整備に関する計画、人事に関する計画、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の使途、その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項）

関係法令（中期目標・中期計画・年度計画）

○国立大学法人法 （定義）

第二条

- 5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であって、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。
- 6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であって、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。
- 7 この法律において「年度計画」とは、準用通則法（第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）第三十一条第一項の規定により中期計画に基づき国立大学法人等が定める計画をいう。

（中期目標）

第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

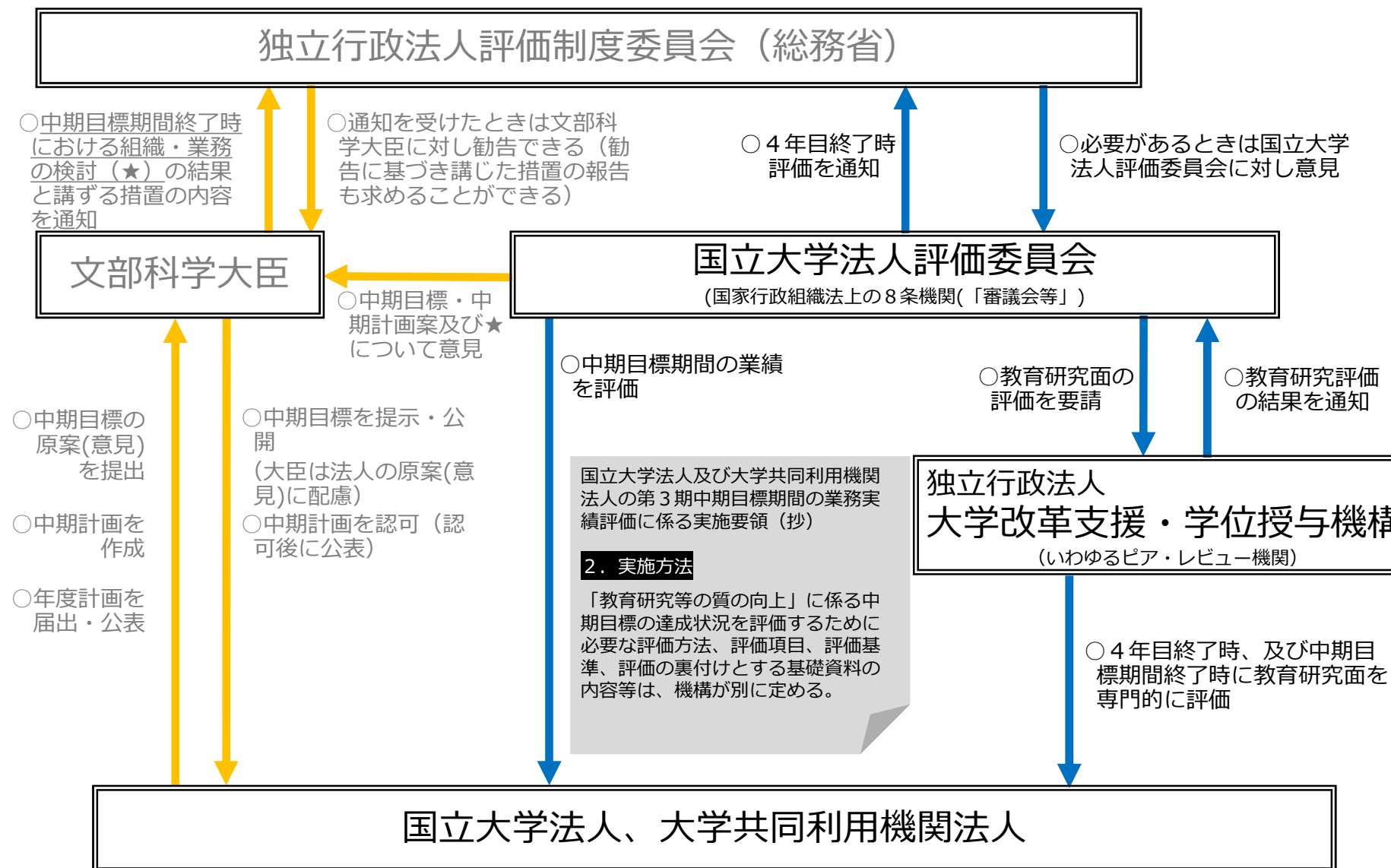
5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号） （年度計画）

第三十一条 中期目標管理法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標管理法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

目標・計画・評価に係る各機関の関係



国立大学法人における評価について①

国立大学法人評価

国が設立し、公金が支出される法人として、
中期目標の達成状況を評価



国立大学法人
評価委員会

■ 国立大学法人評価委員会が評価を実施

■ 評価結果は、法人の組織業務の見直し、
運営費交付金の配分に反映

■ 文部科学大臣が、法人の意見を踏まえ、
各法人ごとに策定した
中期目標の達成状況を評価

〔達成状況が「非常に優れている」から
「達成のために重大な改善事項あり」の5段階で評価〕

■ 業務運営・財務内容の目標は毎年、
教育研究の目標は4年目と6年目終了時
に評価



(独)大学改革支援・
学位授与機構

－法人評価において教育研究の目標の達成度評価を行う
にあたっては、以下の理由から**(独)大学改革支援・
学位授与機構**に評価を要請。

教育研究面における**専門的見地**を有することが必要



法人評価が交付金配分等に反映されるため、
**同一の評価基準により、同一の機関で、
安定的かつ確実に行われる**ことが必要

－教育研究の目標の達成度評価を行う前提として、各大
学の学部ごとの教育研究の質の水準評価（現況分析評
価）の実施も要請。

認証評価

大学として一定の基準を満たしているか否かを
国公私共通の仕組みで評価



文部科学大臣の
認証を受けた
評価機関
(認証評価機関)

■ 認証評価機関が評価を実施

■ 評価結果に基づき、
大学の自主的な改革を促進
(法令違反の場合は大臣からの是正命令も可)

■ 大学設置基準等の法令に適合した
大学評価基準(省令に基づき認証評価機
関が設定)を満たしているかを評価
〔基本的に「基準を満たしている」「基準を満たしていない」
で評価〕

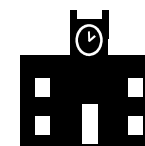
■ 国公立大学全てが
7年以内に1回受審義務

【大学評価基準の項目例】

- ✓ 教育研究組織に関する基準(適切な組織体制の確認)
- ✓ 学生の受入に関する基準(アドミッションポリシーの内容)
- ✓ 教育課程と学習成果に関する基準
(教育課程編成・学位授与方針の内容)

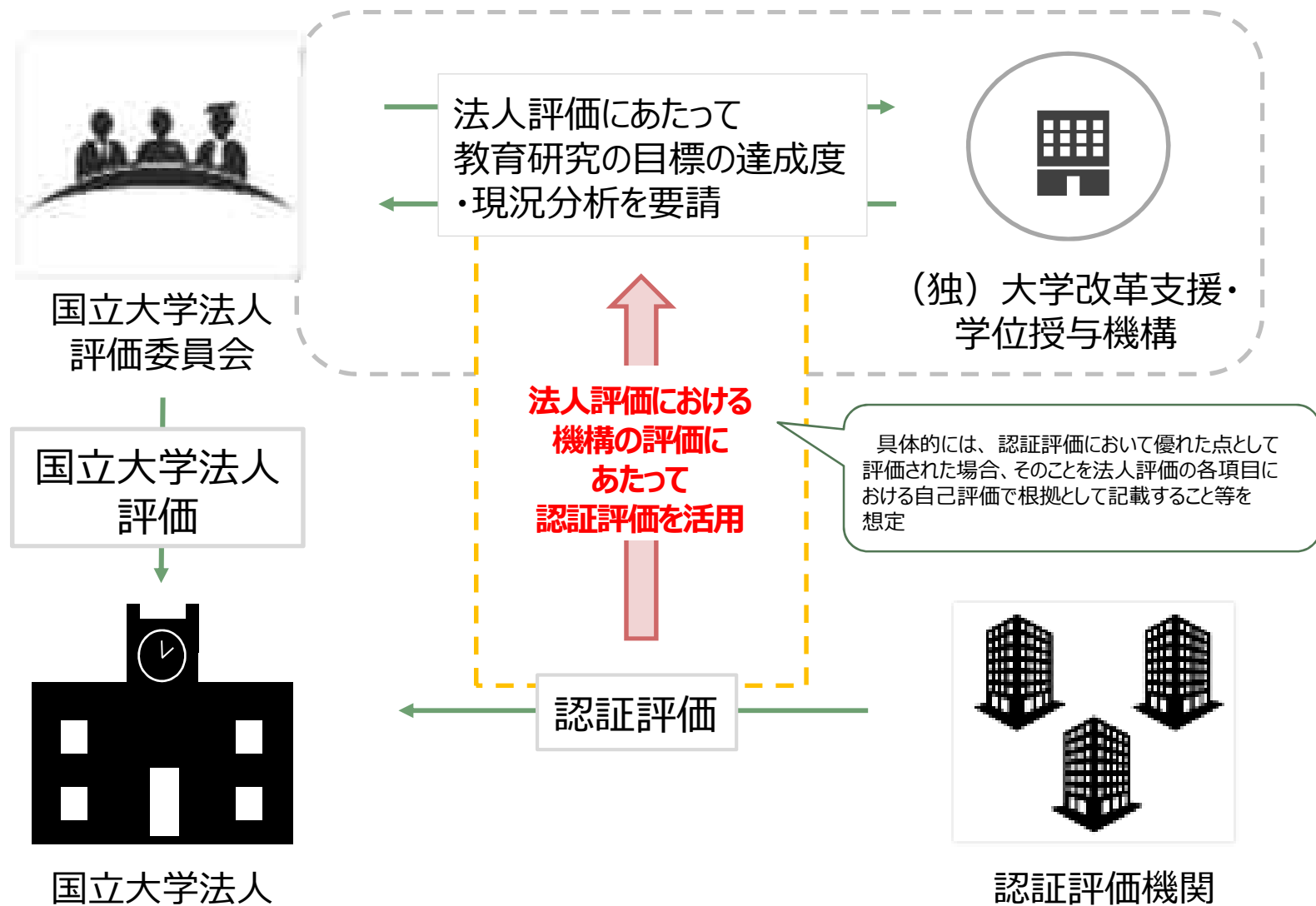
2020年法律改正により、
役割の異なる2つの評価
の連携を図る

⇒次ページ



国立大学法人

国立大学法人における評価について②



異なる役割を持つ2つの評価の連携を図ることで、
評価を受ける大学の負担軽減を図る。

機能強化の方向性に応じた「3つの重点支援の枠組み」

機能強化の方向性に応じた重点支援（2016～2019年度の4年間）

- 各大学の強み・特色を発揮し、機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、

第3期中期目標期間（2016年度）より国立大学法人運営費交付金のなかに「3つの重点支援の枠組み」を創設

重点支援① 地域のニーズに応える人材育成・研究を推進（55大学）

重点支援② 分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進（15大学）

重点支援③ 世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進（16大学）

第3期中期目標期間を通じたビジョン

戦略①

評価指標
(KPI)

取組
取組

戦略②

評価指標
(KPI)

取組
取組

戦略③

評価指標
(KPI)

取組
取組

- 機能強化を実現するための「**ビジョン**」、「**戦略**」及びその達成状況を把握するための

「評価指標（KPI）」を各大学が主体的に作成

- 全86国立大学が策定した**296の「戦略」**において、944項目（2019年度）の評価指標（KPI）が設定され、

PDCAサイクルの確立に向けて努力

※1,847項目(2018年度)の評価指標（KPI）が設定されていたが、2019年度予算における改革として、分かりやすさの観点から約半分に評価指標を精選。

- 「戦略」の構想内容や進捗状況、評価指標（KPI）等を対象に、外部有識者からの意見を踏まえて評価を行い、運営費交付金予算の重点支援に反映

各国立大学の改革意欲を受け止め、強み・特色をさらに発揮することで、機能強化を一層加速

2020年度予算における状況

- 教育研究の安定性・継続性に配慮しつつ、改革インセンティブの向上を図るため、本枠組みの変動幅を2019年度から引き続き95%～105%に設定。（2020年度の対象経費は約250億円）

※2018年度の変動幅：77%～112%

- 6年間の中期目標期間を通じた各大学の機能強化を支援するため、第3期中期目標期間中は本枠組みを継続して実施。

国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について

仕組みの概要

各国立大学法人におけるマネジメント面での改革を一層推進するとともに、教育・研究の更なる質の向上を図る観点から、基幹経費において、成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づく配分を行う

令和2年度予算案における評価・資源配分のイメージ

- ◆ 令和2年度予算案においては、以下の指標などにより配分を実施（配分対象経費：850億円 配分率：85%～115%）
- ◆ 令和元年度に活用したマネジメントに関する指標に加え、教育研究や学問分野ごとの特性を反映した客観・共通指標を令和2年度配分に適用

基幹経費

配分指標（例）

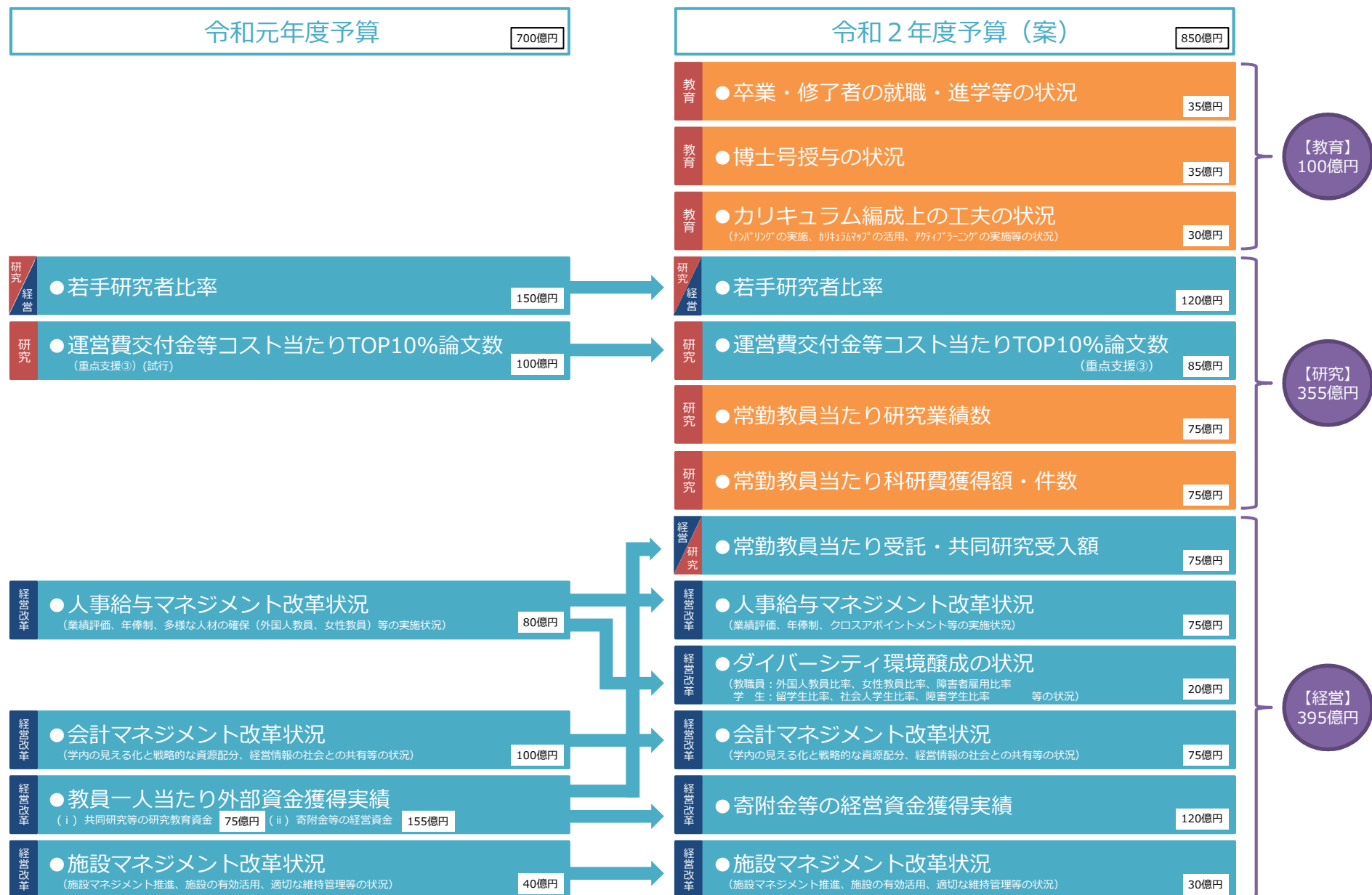
- 教育に関する指標
卒業・修了者の就職・進学等の状況、博士号授与の状況 など
- 研究に関する指標
常勤教員当たり科研費獲得額・件数 など
- マネジメントに関する指標
人事給与マネジメント改革、会計マネジメント改革の状況 など

成果を中心とする
実績状況に
基づく配分

配分率：85%～115%

850億円

「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の配分指標



国立大学改革の全体像

ガバナンス

◆学長のリーダーシップの強化

- ・法人化により、
 - ①「学長」を法人の長かつ大学の長として位置付け
 - ②学内者と学外者の原則同数の構成員により学長を選考（学長選考会議）【2004】
- ・法律改正等により、
 - ①学長補佐体制として、副学長の職務内容を明確化
 - ②教授会が決定機関ではない旨を明確化
 - ③学部長等は学長の定めるところにより任命されることを明確化
 - ④意向投票の結果をそのまま学長の選考結果に反映させることは不適切であることを明確化【2015】
 - ⑤法人の長と大学の長の分離を可能化【2020】

◆意思決定システムの透明化・明確化

- ・法人化により、
 - ①役員会制を導入
 - ②学外の理事・監事を義務化
 - ③経営協議会の半数を学外委員【2004】
- ・法律改正により、
 - ①学長選考の基準を策定・公表
 - ②経営協議会の委員の過半数を学外委員【2015】
 - ③学外の理事複数を義務化【2020】

◆機能強化の促進支援策

- ・指定国立大学法人制度の創設【2017】
- ・経営と教学の分離・一法人複数大学制の選択を可能化【2020】

経営マネジメント

◆人事給与マネジメント

- ・法人化により、非公務員型の能力・業績に応じた人事・給与システムを各法人の責任で導入可能化【2004】
- ・独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、法人において柔軟な報酬・給与設定等を行うよう閣議決定【2014】
- ・指定国立大学法人の特例として、国際的に卓越した人材確保の必要性を報酬・給与の基準設定の考慮事項として法定【2017】
- ・人事給与マネジメントに係るガイドライン策定【2018】
- ・運営費交付金の配分に人事給与マネジメント改革に係る共通指標を導入【2019】

◆財務会計マネジメント

- （資金の使途）
 - ・法人化により、費目の別なく渡し切りの運営費交付金を措置【2004】
- （財源多様化）
 - ・法人化により授業料は標準額の上限110%まで、2007年に上限120%まで、各法人において設定可能
 - ・外部資金獲得により、交付金は減額しない「経営努力認定」
 - ・寄附を促進する税制優遇【2016、2018、2020】
 - ・法律改正により、資産の運用の規制緩和【2018】
 - ・運営費交付金の配分に外部資金獲得に係る共通指標を導入【2019】

情報公開

◆教育研究面の情報公開

- ・法律改正により、国公私通じて大学は、教育研究活動の状況を公表するものとする（具体的な事項の列記はなし）【2007】
- ・国公私通じて大学は、教育研究目的の明示の義務化、シラバス・成績評価基準の明示の義務化【2008】
- ・国公私通じて大学が公表すべき情報を具体的に明示【2011】
- ・国公私通じて3つのポリシーの策定・公表を義務化【2017】

◆財務経営面の情報公開

- ・法人化により、
 - ①中期目標、中期計画等を公表しなければならない
 - ②財務諸表、事業報告書、決算報告書等を公表しなければならない
 - ③特定の資料を除き、開示請求があれば、法人文書を開示しなければならない【2004】
- ・国公私通じて大学は、自己点検・評価の公表を義務化【2004】

評価

◆国立大学法人評価

- ・法人化により、国が設立し、公金が支出される法人として、中期目標の達成状況を評価する国立大学法人評価を導入。業務運営・財務内容の目標は毎年、教育研究の目標は4年目と6年目終了時に評価【2004】

◆認証評価

- ・全ての大学等が、文部科学大臣が認証した評価機関の評価を7年以内ごとに受けることを義務化【2004】
- ・認証評価において統一的に評価すべき事項として3つのポリシーに関することや、各大学における自律的な改革サイクル（内部質保証）に関することを新たに設定【2018】

◆重点支援評価

- ・機能強化を実現するための「ビジョン」「戦略」「評価指標」を各大学が主体的に作成し、その進捗状況を対象に外部有識者からの意見を踏まえて評価し、運営費交付金予算の重点支援に反映【2016】

◆成果に係る客観・共通指標

- ・成果に係る客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、運営費交付金予算の配分に反映【2019】